

<2025年度>

第7回理事会議案書

2026年 1月 16日

一般社団法人 全国鐵構工業協会

2025年度 第7回理事会 議事次第

一般社団法人 全国 鐵 構 工 業 協 会

場 所： 鉄鋼会館 802号室

日 時： 2026年1月16日（金）
11：30～13：30

1. 開会の辞

2. 定足数確認報告（定款第36条）

3. 会長挨拶

4. 前回理事会議事録の確認

5. 審議事項

第1号議案 就業規則の件 ----- [理 25-7-議 1] (別冊)

6. 報告事項

(1) 2026年賀詞交歓会実施について ----- [理 25-7-報 1] (p4-)

(2) 委員会等活動状況報告

① 運営委員会 ----- [理 25-7-報 2①] (p6-)

② 技術委員会 ----- [理 25-7-報 2②] (P14-)

③ 外部団体との意見交換会対応WG ----- [理 25-7-報 2③] (p17-)

(3) 管理者の届出について ----- [理 25-7-報 3] (p19-)

(4) 青年部（全青会）との連携活動について ----- [理 25-7-報 4] (p29)

(5) その他 ① 青年部との意見交換会について ----- [理 25-7-報 5①] (p30-)

② 「鉄骨技術に関わる改善・開発・人材育成のための助成制度」成果報告会

開催と工作基準マニュアル改定案について ----- [理 25-7-報 5②] (p32-)

③ 日銀調査への協力対応について ----- [理 25-7-報 5③] (口頭)

7. その他の定例報告事項

(1) 構成員登録状況 ----- [理 25-7-他 1] (p42-)

(2) 着工面積と推計鉄骨需要量 ----- [理 25-7-他 2] (p47)

(3) 2025年度主要会議日程 ----- [理 25-7-他 3] (p48)

(4) 支部報告 ----- [理 25-7-他 4] (p49-)

8. 閉会の辞

以上

第1号議案 就業規則の件 [別冊資料]

就業規則について、ご審議のうえ承認いただきたい。

以上

報 告 事 項

【理25-7-報1】

2026年新年賀詞交歓会〔1月16日（金）〕 当日のスケジュール（案）

1. 場 所 鉄鋼会館
〔東京都中央区日本橋茅場町3-2-10〕
TEL 03-3669-4856

2. 時 間 割

(1) 三 役 会	9:00～11:00	第一会議室（全構協）
(2) 理 事 会	11:30～13:30	802-803号室
(3) 全国理事長会	14:00～16:00	801号室

[次 第]

[進行：平井事務局長]

① 会長挨拶 14:00-14:10

② 事業報告等 14:10-16:00
(各説明:10～20分)

* 運営委員会	20分
* 技術委員会	15分
* 委員会・WG活動等	10分
* 函面問題対応	10分
* 青年部会対応	10分
* 関係団体（全鉄評）	15分
* 外国人材、海外材	10分
◎ 質疑	20分

(4) 新年賀詞交歓会 16:30～18:00 901号室

[次 第]

[進行：総務部 滝本部長]

① 会長挨拶 (一社)全国鐵構工業協会 会 長 永 井 毅

② 来賓挨拶 参議院議員 見坂 茂範様
経済産業省 製造産業局金属課長 鍋島 学 様
国土交通省 住宅局 参事官 高木 直人様

③ 乾 杯 (一社)全国鐵構工業協会 副会長 大竹 良明

④ 中 締 (一社)全国鐵構工業協会 副会長 板垣 昌之

以 上

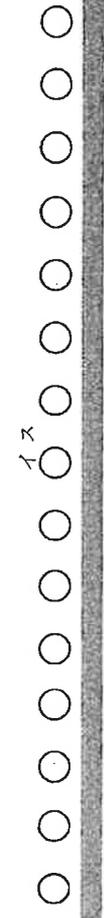
全国理事長会～2026年1月16日開催～ 座席表

[鉄鋼会館 801号室]

	相談役・理事 米森昭夫	副会長 板垣昌之	副会長 大竹良明	会長 永井 毅	専務理事 山田安彦	[発言者]	[発言者]															
		(ワイヤレス)	(ワイヤレス)	(有線)	(ワイヤレス)	(ワイヤレス)	(ワイヤレス)															
		立演台	(ワイヤレス)			(ワイヤレス)			(有線)			(ワイヤレス)			(有線)			(ワイヤレス)				
Ⓜ																						
(有線)																						
	(ワイヤレス)			(ワイヤレス)			(有線)			(ワイヤレス)			(有線)			(ワイヤレス)			(有線)			
1	沖縄	鹿児島	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	事務局長 平井道樹											
2	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	総務部長 大原弘光											
3	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	福井	富山	長野	山梨	技術部長 安藤慶治											
4	秋田	山形	福島	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	技術部担当部長 齋藤 航											
5	宮城	岩手	青森	北海道							総務部担当部長 檀本英二											

司会者
Ⓜ
(有線)

(机受
3付
本)



有線マイク : 2
ワイヤレスマイク : 6

2025 年度 第 6 回 運営委員会 議事要旨

1. 日時 2025 年 12 月 8 日(月) 13:00-17:00 (分科会 1/13:00-15:00)
2. 場所 全構協第 1 会議室
3. 出席者 妹尾委員長・猪股副委員長・松枝副委員長
高田・松田・川上・松尾・倭島・渡辺・原田各委員
(事務局：大原・滝本・木村)
4. 議事次第
 - 1) 委員長挨拶
 - 2) 報告事項
 - ・人づくり研修開催報告
(11/12-13:九州支部、11/19-20:関東支部、11/27-28:北海道支部、12/3-4:中国支部)
 - ・生命共済、損害保険勉強会実施報告(12/5:中国支部)
他支部の勉強会を視察したい、との委員からの要望を受け中国支部勉強会を撮影
→撮影動画を全委員に配布(リクエストがあれば(各県)組合へ共有)
 - 3) 検討事項
 - ・2026 年度の人づくり研修の実施有無
上長アンケートの結果を基に判断→基本(凡そ)評価を得た内容
2026 年度も「人づくり研修(2026)」を開催 → 理事会報告(1 月 16 日)
※開催箇所(場所、数)人数等、詳細については今後検討
 - ・人づくり研修の今後について
R、J グレード向け、リーダー向け研修等、実施する方向で検討する件は保留(中止)
※R、J グレード課題を検討する前に、参加に後ろ向きの構成員をどうするかを考える
発信(募集)文書の工夫(ビジュアル、発信方法、構成員への関心の持たせ方)
2026 年度はパンフレット作成、6 月の通常総会で告知(PR) → 理事会報告(1 月 16 日)
※上記を施してもなお、解決しないのであれば、RJ 向け研修を検討
 - ・函面問題(諮問)対応について
分科会[またはWG]を設置し、検討する
(メンバー：妹尾委員長・松田委員・原田委員/1 月から本格始動)
下請法改正(取適法)により、見積条件書特記事項の修正は必須
「使いやすさ」を目的とした修正は保留
聖橋法律事務所(見積条件書特記事項/作成協力先)に再度依頼
→概要、スケジュール等打合せ済(2025 年 12 月 22 日訪問)

- ・ 生命共済、損害保険勉強会(損害保険／問い合わせ等対応について)
組合員(構成員)の加入状況、商品含めた(構成員からの)問い合わせへの対応に不安
→(各県)組合事務局へガイダンスを作成することが必要
簡易資料(ガイダンス ppt)を作成する(各種問い合わせ先の一覧等)
損害保険の実績データの共有→非公開ではないが(未だ)全国(全体での)の加入実績が
低いため、開示していない(問い合わせがあった県に対してのみ提供している)
→効率的な開示方法を事務局で検討する

4) 今後の進め方

- ・ 次回委員会→2026年1月22日
- ・ 次回分科会1→2026年1月22日(運営委員会の前に開催)
- ・ 函面問題分科会(仮称)→12月22日に聖橋法律事務所に訪問
- ・ 移動委員会について→岡山で開催する方向で(一応)決定(日程未調整／再度調整)

＜受講者・受講者所属企業概要＞

受講者総数	
2025年度	141
2024年度	157

年代別	2025年度	2024年度
20代	24	39
30代	68	75
40代	33	37
50代	16	6
平均	38.3	35.3

グレード	グレード別・受講者数	
	2025年度	2024年度
S	1	4
H	67	70
M	55	72
R	11	6
J	1	1
未認定	6	4

役職	役職別・受講者数	
	2025年度	2024年度
役員	8	12
管理職	75	85
なし	58	60

役員…取締役・常務・専務

管理職…工場長・副工場長・部長・部長代理・課長・課長代理・係長・主任・職長

なし…未回答含む

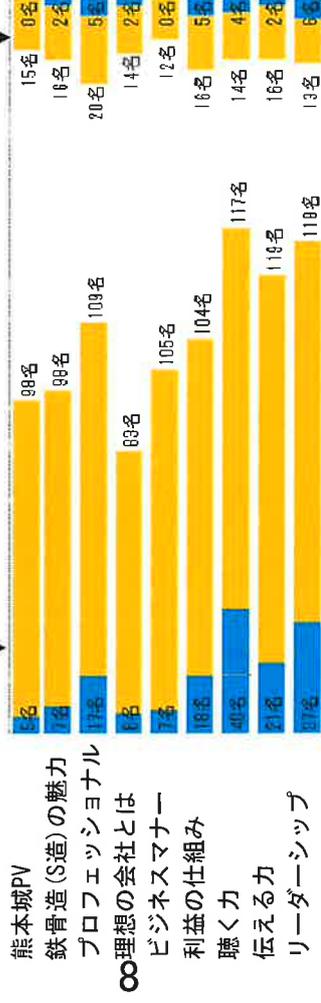
鉄骨経験年数	受講者数	
	2025年度	2024年度
5年未満	31	29
5年以上10年未満	28	56
10年以上	80	71
未回答	2	1

勉強になったプログラム 最も興味を持ったプログラム

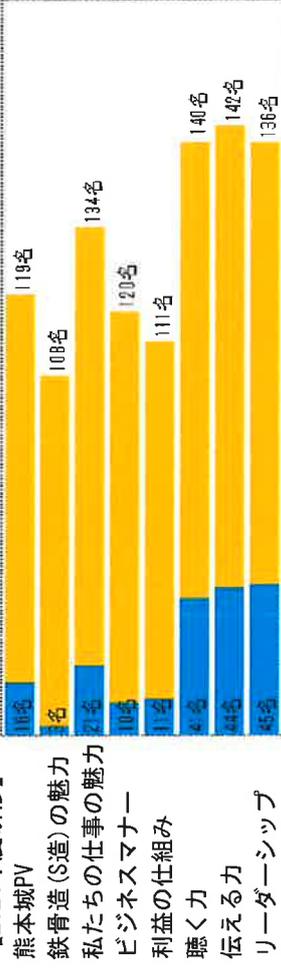
← 受講者回答/139名(下記グラフ左側)

→ オブザーバー回答/24名(下記グラフ右側)

【2025年度研修】



【2024年度研修】



【受講者回答】

研修時間(長く感じた、短く感じた)
 短く感じた 22名 (24名)
 適切だった 116名 (124名)
 長く感じた 6名 (9名)

配下にスタッフがいないか

スタッフがいない 89名 (114名)
 スタッフがいる 48名 (41名)
 未回答 2名 (2名)

※ () 内は2024年度研修実績

この研修に続編があったら受講するか

受講する 98名 (107名)
 受講しない 6名 (2名)
 わからない 40名 (48名)

※ () 内は2024年度研修実績

【オブザーバー回答】

研修時間(長く感じた、短く感じた)
 短く感じた 0名
 適切だった 24名
 長く感じた 0名

この研修に続編があったら視聴するか

視聴する 19名
 視聴しない 0名
 わからない 5名

※ () 内は2024年度研修実績

同僚・部下にもこの研修を勧めるか

勧める 121名 (140名)
 勧めない 1名 (3名)
 わからない 17名 (14名)

※ () 内は2024年度研修実績

オブザーバー回答 ↑



すまいる職場認定制度

『すまいる職場認定制度』とは、私たちの業界が働き甲斐のある魅力的な産業であるか、それを実現するために私たちの職場が働きやすい環境にあるかを、自ら点検する職場総点検制度です。働きやすい職場環境にするために必要な、モノ(コト)を設問形式にしています。

チェックリスト(シート)にしています(設問は全部で82問)

「○」「×」「該当しない」のいずれかで回答してください。

※設問の右枠に(薄緑のセル)、プルダウン形式で選択できるように設定しています。

問いに対して「出来ている」「実施している」「取り組んでいる」等であれば、[○]を選択
「出来ていない」「実施していない」「取り組んでいない」等であれば、[×]を選択
貴社(自社)には当てはまらない問いであれば、[該当しない]を選択してください。

※外国人材に対する配慮[設問57~60] → そもそも自社では外国人材を採用していない

→[該当しない]を選択

○の数(率)でランク付け	Gold	Silver	Bronze
S、Hグレード、または従業員50名以上の会社	○(チェック)率/70%以上	○(チェック)率/60%以上	○(チェック)率/50%以上
Mグレードの会社	○(チェック)率/60%以上	○(チェック)率/50%以上	○(チェック)率/40%以上
R、Jグレード、もしくは未認定の会社	○(チェック)率/50%以上	○(チェック)率/40%以上	○(チェック)率/30%以上

「該当しない」を選択した場合(設問)は、チェック率に反映しません

具体的な回答(記述)を求めている設問が82問中7問あります。

それらの設問については、具体的な回答(記述)があれば「○」、無ければ「該当しない」とします。

※回答無し = 「該当しない」についてはチェック率に反映させません

【回答方法・手順】

1.Forms(Microsoft)

全構協から各県組合(事務局)へ回答フォーム(URL)をメールで送付

→各県組合(事務局)から組合所属構成員(組合員企業)へ回答フォーム(URL)をメールで送付

→構成員がフォームへ(直接)回答、送信[全構協事務局で回答内容を確認]

2.Excel

全構協から各県組合(事務局)へ回答Excelをメールで送付

→各県組合(事務局)から組合所属構成員(組合員企業)へ回答Excelをメールで送付

→構成員がExcelに回答、組合事務局へメール → 全構協へメール(転送)[全構協事務局で回答内容を確認]

3. FAX

全構協から各県組合(事務局)へ回答Excelをメールで送付

→各県組合(事務局)が回答Excelをプリントアウトし、組合所属構成員(組合員企業)へFAXで送付

→構成員が回答、組合事務局へFAX送信

→組合事務局から全構協事務局へメール転送(用紙スキャン/PDF添付)[全構協事務局で回答内容を確認]

※回答した構成員には結果等を連絡する(手段、ルート等について要調整)

すまいる職場認定制度／チェックシート

会社名	
メールアドレス	
所属支部	
グレード	
従業員数(全社)	名

回答を右枠(薄緑)のプルダウンから選択

- ・「出来ている」「実施している」「取り組んでいる」等であれば、[○]を選択
- ・「出来ていない」「実施していない」「取り組んでいない」等であれば、[×]を選択
- ・自社に当てはまらない問いであれば、[該当しない]を選択

【会社全体の安全衛生、健康経営】

■労災事故防止の取組み(作業員だけでなく事務職も含めて)

チェック(プルダウンで選択)

1. 毎朝始業前に朝礼を行い、KY活動(危険予知活動)の実施や作業内容の確認を行っている。	
2. 定期的に工場内のパトロールを行い、安全作業の確認を行っている。(1~2回程度/日)	
3. 安全大会を開催している。	

■労働安全衛生法に定める産業医の選任

チェック(プルダウンで選択)

4. 産業医を選任している。(従業員50人以上の企業の場合) または緊急対応、相談ができるかかりつけの医師、病院を選定している。 (従業員50人未満の企業の場合)	
5. 緊急時の連絡先を掲示し、従業員に周知させている。	

■労働安全衛生法に定める定期健康診断の実施

チェック(プルダウンで選択)

6. 雇用時健康診断、定期健康診断等、必要な診断を定期的実施している。	
7. 溶接ヒューム(6月以内ごとに1回)、有機溶剤(6カ月以内ごとに1回)、じん肺健康診断(1年以内/3年以内ごとに1回)等、業務上の取扱いにおいて必要な特殊健康診断を定期的実施している。	

■メンタルヘルス対策の実施

チェック(プルダウンで選択)

8. 法定ストレスチェック等、従業員のメンタルヘルスチェックの機会を設けている(従業員50人以上の企業の場合)、もしくはメンタルヘルスカウンセラーとカウンセリング契約を結んでいる。 (従業員50人未満の企業の場合)	
--	--

■救急救命に関する施設、設備の整備

チェック(プルダウンで選択)

9. 事業所内にAEDを設置している。(事務所と工場が離れている場合はそれぞれに設置)	
10. 救急箱の設置、管理ができています。(労働安全衛生規則)	
11. 緊急時、保健室、救護室等の施設がある。または簡易ベッド等で身体を横にして休める場所がある。(※休憩室等がある、でも○)	

■日常的に健康を管理する装置の設置や制定

チェック(プルダウンで選択)

12. 工場敷地内の完全禁煙、または喫煙室等の設置による分煙対策(受動喫煙対策)を行っている。	
13. 血圧計や体温計、その他健康維持に関する設備等があり、社員がいつでも利用できる環境を整えている。	
14. 従業員に対して健康管理のために会社独自の制度等がある。 (インフルエンザ等各種ワクチン接種の費用補助、人間ドッグの費用補助等)	

■交通安全に関する教育、啓発の実施

チェック(プルダウンで選択)

15. 安全運転管理者を選任しており、定期的に講習会等を受けている。	
16. アルコール検知器を用いて従業員の安全管理や運行前検査を行い、その記録を保管している。	

■安全衛生管理者の選任

チェック(プルダウンで選択)

17. 会社規模に応じた安全衛生管理者を選任している。(従業員50人以上の企業は必須) ※統括安全衛生管理者/従業員100人以上、安全衛生推進者/従業員50人未満	
--	--

【工場の安全衛生】

■安全な作業環境整備(安全配慮義務)

チェック(プルダウンで選択)

18. 照明設備、換気、集塵装置等を適切に設置し、使用している。	
19. 安全通路(グリーンベルト)を設置している。	
20. 資機材類は適切に整理整頓している。	
21. 標識や安全標語等の設置により、安全な作業空間を確保している。	
22. 工場内の照度を確保している。(夜間時でも手元で図面や書類が認識できる程度の照明がある)	
23. 工場内に開口部や段差がある場合は、手摺等の落下防止策を講じている。	
24. NC切断機や溶接ロボット等の周囲に、安全柵を設置している。	
25. クレーンや電気設備、フォークリフト、消火器の法定定期点検を実施している。	
26. その他、安全な作業環境整備、それに資する工夫をしている。	

上記26.で○と答えた方、具体的にどうされているか教えてください
※**具体的な記入があれば、○とします(記入が無い場合は「該当しない」とします)**
(具体的に：)

)

すまいる職場認定制度／チェックシート

会社名	
メールアドレス	
所属支部	
グレード	
従業員数(全社)	名

回答を右枠(薄緑)のプルダウンから選択

- ・「出来ている」「実施している」「取り組んでいる」等であれば、[○]を選択
- ・「出来ていない」「実施していない」「取り組んでいない」等であれば、[×]を選択
- ・自社に当てはまらない問いであれば、[該当しない]を選択

■健康的な作業環境の確保

チェック(プルダウンで選択)

27. 工場内の溶接ヒューム濃度の測定、有機溶剤濃度の測定を定期的に行い、その記録を保管している。	
28. 特定化学物質や有機溶剤等の作業主任者、管理責任者を選任している。	
29. 換気設備や集塵装置を設置している。	
30. その他、健康的な作業環境保持に資する取組みを行っている。	
上記30.で○と答えた方、具体的にどうされているか教えてください ※ 具体的な記入があれば、○とします(記入が無い場合は「該当しない」とします) (具体的に：)	

■熱中症対策、寒さ対策

チェック(プルダウンで選択)

31. 労働安全衛生法改正に合わせて、熱中症の重篤化を防止するため、体制整備・手順作成・関係者への周知を徹底している。	
32. 工場内で飲料水や塩分摂取の為に自動販売機の設置、塩飴等の提供を行っている。	
33. 工場内に冷暖房設備を設置している。(スポットクーラー、扇風機、ストーブ等)	
34. 通気性、冷却性に優れた夏用作業着や、冬季の防寒作業着等の支給、または購入補助制度がある。	
35. その他、熱中症対策、寒さ対策における工夫を施している。	
上記35.で○と答えた方、具体的にどうされているか教えてください ※ 具体的な記入があれば、○とします(記入が無い場合は「該当しない」とします) (具体的に：)	

【働きやすさ】

■適切な休憩設備の整備

チェック(プルダウンで選択)

36. 冷暖房を備えた休憩室を設置している。	
37. 休憩や食事等に利用できる施設がある。(食堂や厚生棟等)	
38. 従業員が休憩時に利用できる冷蔵庫や飲料自販機、テレビ等を設置している。	

■年間休日に対する取組み

チェック(プルダウンで選択)

39. 年間休日は105日を超えており、完全週休2日制にしている。 ※年間休日105日＝労働基準法に基づく最低ライン	
40. (上記39.から)さらに年間休日は120日を超えている。	

■有給休暇の取得率向上に向けた対策

チェック(プルダウンで選択)

41. 有給休暇の取得を推進し、取得率向上に資する取組みを行っている。 (労働基準法:有給休暇の年5日取得義務/年10日以上付与されている労働者に対して)	
42. 時間単位の有給休暇の取得を可能にしている。	

■時間外労働を無くす、少なくする取組み

チェック(プルダウンで選択)

43. 36協定を取り交わしている。または36協定に倣い時間外労働の上限を超えないよう努めている。	
44. その他、時間外労働を減らす取組みを行っている。 ※ 具体的な記入があれば、○とします(記入が無い場合は「該当しない」とします) (具体的に：)	要確認

■育児・介護休業法の定めによる制度、従業員への周知

チェック(プルダウンで選択)

45. 育児や産休に対する制度を整備し、従業員が利用しやすい環境にしている。	
46. 育児、介護を優先とした、短時間勤務可能な制度を整備している。	
47. その他、会社として従業員の育児、介護に資する工夫を施している。 ※ 具体的な記入があれば、○とします(記入が無い場合は「該当しない」とします) (具体的に：)	要確認

■ハラスメント対策

チェック(プルダウンで選択)

48. 各種ハラスメントに対する相談窓口の設置している。または担当者を選任している。	
49. 職場における各種ハラスメントの原因や、背景となった要因を解消するための取組みを行っている。	

■重労働とならないための設備投資

チェック(プルダウンで選択)

50. 重量物運搬作業の軽減となるクレーンやフォークリフト、その他機器類を備えている。	
---	--

すまいる職場認定制度／チェックシート

会社名	
メールアドレス	
所属支部	
グレード	
従業員数(全社)	名

回答を右枠(薄緑)のプルダウンから選択

- ・「出来ている」「実施している」「取り組んでいる」等であれば、[○]を選択
- ・「出来ていない」「実施していない」「取り組んでいない」等であれば、[×]を選択
- ・自社に当てはまらない問いであれば、[該当しない]を選択

■仕事環境を常に清潔な状態にしておく

チェック(プルダウンで選択)

51. 工場、事務所等、全ての場所において整理整頓が出来ている。	
52. 男女別の更衣室やロッカー、水洗トイレを設置し、常に清潔な状態にしている。	
53. その他、清潔な環境を維持するための取組みを行っている。 ※具体的な記入があれば、○とします(記入が無い場合は「該当しない」とします) (具体的に:)	要確認

【ダイバーシティ】

■女性活躍推進法に準ずる取組み

チェック(プルダウンで選択)

54. 女性が働きやすい職場にするための設備や制度等、女性の希望や意見に寄り添う仕組みにしている。	
---	--

■障害者雇用に向けた取組み(法定雇用率の達成)

チェック(プルダウンで選択)

55. 障害者雇用率を遵守している。 (法定雇用率/2.5%[2025年度]:従業員が一定数以上の規模の企業は、従業員に占める障がい者の割合を法定雇用率以上にする義務がある)	
56. 障がい者が働きやすい職場にするための設備や制度等、障がい者の希望や意見に寄り添う仕組みにしている。	

■外国人材に対する配慮

チェック(プルダウンで選択)

57. 適切な住居を準備し、快適な生活を送ることが出来るよう、必要な設備や環境を整えている。	
58. 宗教上や食習慣に対し、問題が発生しない配慮を施している。	
59. 来日後も日本語教育や仕事に関する専門用語等、勉強する時間を設けている。	
60. 何か(トラブル等)発生した際に対応(サポート)できる体制を整えている。(例/担当者の設置)	

【福利厚生】

■社会保険への加入(法定福利)

チェック(プルダウンで選択)

61. 社会保険や労働災害保険に全従業員が加入している。	
------------------------------	--

■十分な退職金、年金制度

チェック(プルダウンで選択)

62. 建退共(建設業退職金共済)、中退共(中小企業退職金共済)等の退職金制度に全従業員が加入している。または企業規模に応じた退職金制度を制定している。	
--	--

■十分な慶弔慰金制度

チェック(プルダウンで選択)

63. 従業員に対する祝金(結婚・出産等)、見舞金(傷病による休業等)、弔慰金(従業員またはその家族の死亡等)、災害見舞金等の制度を設けている。	
64. 会社に過失のある労災等で発生する損害賠償に備え、上乗せ保険(損害保険)に加入している。	

■長期休養を余儀なくされた場合の保障(三大疾病等)

チェック(プルダウンで選択)

65. 社会保険の休業補償を補う保険に加入している	
66. 入院、手術等を伴う疾患、高度医療が補償される保険に加入している。	

■従業員のワークライフバランス充実のための制度

チェック(プルダウンで選択)

67. 社員旅行や懇親会、また社内交流において、従業員が喜ぶような福利厚生がある。	
68. 住宅補助、家賃補助制度を導入している。	
69. 従業員が安価で利用することができる保養所やホテル、またスポーツクラブや遊技場、ゴルフクラブ等と契約している。	

【キャリア形成、育成】

■資格取得に対する会社の積極的な関与

チェック(プルダウンで選択)

70. 従業員の所持している資格のリストを作成し、取得状況や資格期限を管理している。	
71. 取得した資格に対する、資格手当を設定している。(給料に反映している)	
72. 従業員の経験、能力、立場に応じた外部研修の参加の支援、補助を行っている。	

■新入社員の受入れ環境の整備

チェック(プルダウンで選択)

73. 新入社員に対する教育プログラムを用意している。(社内、外部研修問わず)	
74. 新入社員が安心して就労できる環境を整備し、きちんとフォロー(サポート)している。	

■外部団体が実施する各種研修への積極的な参加

チェック(プルダウンで選択)

75. 全構協や外部団体が開催する研修等に従業員を定期的に参加させている。	
---------------------------------------	--

すまいる職場認定制度／チェックシート

回答を右枠(薄緑)のプルダウンから選択

- ・「出来ている」「実施している」「取り組んでいる」等であれば、[○]を選択
- ・「出来ていない」「実施していない」「取り組んでいない」等であれば、[×]を選択
- ・自社に当てはまらない問いであれば、[該当しない]を選択

【会社の健全性、持続性、その他】

■業界の地位向上、自社の地位向上のための社会貢献

チェック(プルダウンで選択)

76. 会社、工場周辺の緑化や清掃活動に取り組んでいる。	
77. 地域でのイベント(お祭り等)や、地域貢献活動に参加している。	
78. その他、会社の地位向上、社会貢献となる事業を行っている。 (新聞等への広告協賛、スポンサー、こども食堂運営等も含みます)	

■不測の事態に備えた、会社の持続性を担保する制度

チェック(プルダウンで選択)

79. 不測の事態に備え、BCP(事業継続計画)の策定、またはジギョケイ(事業継続力強化計画)を策定している。	
80. 地域のハザードマップを確認し、避難訓練の実施や災害時の連絡体制等を整備している。	

■新卒雇用への心掛け

チェック(プルダウンで選択)

81. 地元の大学、高校、専門学校へ定期的に求人を出し、採用に繋げている。またはその努力をしている。	
82. 地元の大学、高校や専門学校等へ新卒の求人を申し込み、採用している。	

会社名	
メールアドレス	
所属支部	
グレード	
従業員数(全社)	名

【理25-7-報2②】

〈 2024～2025 年度 〉

第 10 回 技術委員会 議事録（案）

1. 日 時 2025年12月23日（火）9：00～17：30
2. 場 所 全構協会議室
3. 出席者 永井会長、板垣副会長
岩永委員長、舩山副委員長、西山副委員長
成澤、今泉、佐野、和田、山本、谷本、川野 各委員
＜CAD メーカー＞
㈱データロジック システム営業部 林様 坂倉様
㈱トリンプル・ソリューションズ 浜崎様 中山様 渡邊様 島中様
（事務局）山田、安藤、齋藤、尾下

4. 議事次第

- 1) 委員長挨拶（9：00～9：05）
- 2) 前回議事録の確認（9：05～9：15）
- 3) CAD メーカーからの商品説明と質疑応答（9：15～）
 - ・ ㈱データロジック／REAL4（9：15～12：00）
 - ・ ㈱トリンプル・ソリューションズ／Tekla Structures（13：00～15：45）
- 4) 工作基準マニュアルの改定について（16：00～16：30）
- 5) CAD メーカーへのヒアリング内容の整理とまとめについて（16：30～17：00）
- 6) その他（17：00～17：30）
 - ・ JSA ライブラリサーバのご紹介
- 7) 副委員長まとめ

5. 議事要旨

- 1) 委員長挨拶
 - ・ 岩永委員長より、本日は CAD メーカーへのヒアリングが中心となるので活発なご意見をいただきたい旨が述べられた。
- 2) 第9回技術委員会議事録案の確認
 - ・ 事務局より、前回の議事録案の報告があり内容について了解された。
 - ・ CAD メーカーへのヒアリングに至った経緯として以下の内容を確認した。
 - ・ 加工機や溶接機の性能 UP による大きな生産性の向上は見込めない。
 - ・ 全構協の中長期ビジョンで掲げられている「IoT・DX の推進」「人材確保」「働き方改革」や「図面問題」等の多くに関わるのは CAD である。
- 3) CAD メーカーからの商品説明と質疑応答
 - ・ 下記2社による商品説明と質疑応答が行われた。（内容詳細は別途議事メモを作成）
 - ・ ㈱データロジック／REAL4
 - ・ ㈱トリンプル・ソリューションズ／Tekla Structures

4) 工作基準マニュアルの改定について

4. 1) 成果報告会の実施報告

- ・事務局より、11/7に「鉄骨技術に関わる改善・開発・人材育成のための助成制度」の成果報告会が実施されたことを報告した。

4. 2) 工作基準マニュアル改定案の確認

- ・事務局より、工作基準マニュアル改定案について説明した。
 - ・HM用、JR用それぞれの工作基準マニュアルに、30kJ-450℃管理の積層図を追加。(従来の40kJ-350℃管理の積層図も残す。)
 - ・30kJ-450℃管理の積層図の適用は400N級鋼のみとし、「本積層を標準積層図として採用する場合には、事前に最大板厚での溶接を行い、その記録(データ・写真)を整理する。」という注意書きを記載し、性能評価の運用と整合をとる。
 - ・今回追加した積層図については参考であり、各社の判断で採用/非採用を選択可能。
 - ・将来的な490N級鋼への適用も視野に入れ、JASS6やJIS等へ今回の成果の折り込み活動を行う。
 - ・全構協HPへの掲載時や各組合向けメール発信時には「自社に合わせた運用(丸写し禁止)」を念押しする。

5) CADメーカーへのヒアリングについて

5. 1) 書面ヒアリング結果の報告

- ・事務局より、専用CADメーカー4社、汎用CADメーカー1社に対する書面ヒアリングの結果を報告した。
 - ・書面の送り先はカルテック【FAB21】、シグマテック【シグマ-F1】、CADネットワークサービス(旧ファストクルー)【FAST Hybrid】、日本ファブテック【KAP】の専用CAD4社+タイワ【実寸法師】の汎用CAD1社。※日本ファブテックからは回答なし。
 - ・各社専用CAD間でのデータ連携は難しいとの意見。
 - ・汎用CADでの入力を専用CADに反映する機能については実寸法師のKAPリンクのみが対応。なお、カルテック社では汎用/専用の垣根がない新CADを来春リリース予定。和製Teklaを目指している。
 - ・文字化けについては、JWやAutoCADのバージョンによっては問題となるケースがあるが、それ以外は問題ないというのが各社の認識。
 - ・文字被りについては、各社今後の課題としている。

5. 2) ヒアリング結果の整理とまとめの方針

- ・ヒアリングの内容について以下の意見があった。
 - ・Tekla以外は「真の3D」とは言い難く、REAL4も2.5~2.8次元的なアプローチで勝負の様様。Teklaの入力操作は簡素化しており、かなり進展がみられた。
 - ・各社新機能のアピールに重点が置かれがちであり、業界が最も時間を割く文字化けや文字被り修正などへの対応意識が低い傾向。ファブ側との認識の差がみられた。

- ・ 今回のヒアリングは「現在地の可視化」として意義があった。
- ・ まとめかたの方針は以下の通り。
 - ・ 特定のメーカーを推奨するような評価は協会として不適切であるため、各社の優劣付けは避ける。
 - ・ IoT・DX・人材確保・働き方改革・図面問題といった全構協の中長期ビジョンに紐付けて、メーカーの現況と当方の要望を再整理。事務局は、現在のヒアリング整理資料をベースに再整理案を作成。
 - ・ 最終成果物は、ヒアリングを踏まえた要望書（再依頼文書）とする。文字被りなど「解消すべき課題」を明確化し、協会としてメーカーにニーズを伝える。
- ・ 今後の進め方（スケジュール）
 - ・ 2/16：再整理資料の素案提示。各項目の優先度を協議。
3/6のドッドウェル打合せに向けて質問ポイント絞り込み。
 - ・ 3/6：ドッドウェルへのヒアリング。ヒアリング結果の総まとめ。
 - ・ 最終：再要請事項を明確化し、要望書としてメーカーに再送。

6) その他

- ・ JSA ライブラリサーバの紹介
 - ・ 事務局より、JSA ライブラリサーバについて紹介された。全構協の鉄骨技術審議会にて大学の先生方より、工場審査での最新 JIS の準備の難しさに課題感があるとの意見があり、事務局にて良い方法がないか模索していたという経緯がある。
 - ・ サービスの概要は以下の通り。
 - ・ ウェブで最新規格の閲覧・検索・印刷が可能。
 - ・ 現在、溶接Ⅱの規格1件を試験契約。
 - ・ 費用は規格の種類により変動。「溶接Ⅱ」は年額約2万円台。
 - ・ マイリストに登録することでJIS改定の通知を受け取れる。
- ・ 次回開催について
 - 第11回技術委員会
2月16日(月) 13:30～17:00 鉄連との意見交換会
 - 第12回技術委員会
3月6日(金) 14:00～17:30 @福岡商工会議所
 ㈱ドットウェルバー・エム・エス/AiCad-sfの商品説明と質疑応答、取り組みまとめ

以上

【理25-7-報2③】

〈 2024～2025 年度 〉

第 9 回 外部団体との意見交換会対応 WG 議事録（案）

1. 日 時 2025年11月17日(月) 14:00～17:10
2. 場 所 全構協 第1会議室
3. 出席者 リーダー：登尾 メンバー：原、川村 [欠席]長谷川
(敬称略) (事務局) 安藤、齋藤、尾下
4. 議事次第
 - 1) WGリーダー挨拶
 - 2) 前回議事録の確認
 - 3) 活動実績と各活動で得られた成果及び今後の取り組みについて
 - ①各県における外部団体及び意見交換会等の活動 [成果物1]
 - ②全構協、鉄建協で行っている要望活動の情報共有について
 - ③主となるテーマに対する具体的な実施内容、活用できる題材(資料) [成果物2]
 - ④各県組合及び支部による外部団体等との交流の進め方(案) [成果物3]
 - ⑤JSCAの支部連絡先一覧
 - 4) 次回開催日程と今後の予定について

5. 議事要旨

- 1) WGリーダー挨拶
登尾リーダーより、仕上げの段階に入ってきたが、構成員のためになるよう、引き続き忌憚のない意見をいただきながら進めていきたい旨の挨拶があった。
- 2) 前回議事録の確認
- 3) 活動実績と各活動で得られた成果及び今後の取り組みについて
 - ①各県における外部団体及び意見交換会等の活動 [成果物1]
事務局より、[成果物1]の2つの資料内容を説明した。資料3-1は県組合が実施している活動の好事例を抜粋し、今後他県が参考となるようにまとめたもの。資料3-2は、各県で行った活動のヒアリング結果で、好事例だけではなく全ての活動を記載している。
[成果物1]について、熊本の組合では11/20に熊本地区のJSCAと意見交換会を開催する予定。これまでは産官学での交流が多く、設計者と実務面での詳細な話はあまりしてこなかったため、今回は新たな試み。開催にあたり資料3-2は参考になった。

上記を踏まえ、次の通り進めることとした。

- ・ [成果物1]としては、基本的には今回資料を最終形とする。
- ・ 組合には展開することに問題がないかを確認する。
- ・ 組合には展開後の問合せ対応をお願いするとともに、資料にはその旨を追記する。

②全構協、鉄建協で行っている要望活動の情報共有について

事務局より、ファブが直接関係のあるGCへの要望活動の内容を中心に説明した。

- ・資料は全構協で作成した要望活動の議事メモを個人名が特定される内容を伏せて編集したもの。東京で実施した、ゼネコン9社、設計事務所5社・1団体、高炉メーカー3社の議事メモを全構協HPに公開する予定。

上記、説明に対して、全構協HPの会員ページのIDやパスワードは、各社上層部しか知らない場合が多い。上層部も逐一情報をチェックしているわけではない。主要メンバーには知ってもらえるようにする必要がある、との意見があった。

③主となるテーマに対する具体的な実施内容、活用できる題材（資料）[成果物2]

事務局より、[成果物2]の内容を説明した。

[成果物2]をまとめるにあたり以下の通り、進めることとした。

- ・交流会の資料を容易に選定できるように「●●な時におすすめ」といったコメントを各委員で分担してアイデアを出し、11月中に事務局に提出することとした。

④各県組合及び支部による外部団体等との交流の進め方（案）[成果物3]

事務局より、[成果物3]の内容を説明。前回資料に「継続性」の観点を加えている。

- ・各ステップの事例は各委員よりアイデアを出してもらい内容をより充実させる。
- ・テーマがなくなることで自然消滅するが多い。
 - 継続するためには、リーダーを決めることが大切。テーマを準備するには、質問を出し合うなどの方法が有効。質問のレベルはあまり難しく考えないほうがよい。こんなことを質問してもいいのかを考え出すとなかなか出てこない。
 - [成果物1]を参考にテーマを準備するのがよい。

上記意見を踏まえ、[成果物3]を事務局にてまとめ直し、各委員にご確認頂くこととした。

5) その他

- ・外部団体との活動費用に対する補助について

事務局より、外部団体との活動には費用がかかるため、補助していただきたいとの意見が理事会で出たことを紹介。事務局としては、外部団体との活動は組合の基盤となる事業活動であり、この活動だけを取り上げるのではなく、組合の活動全体の議論が必要であるという姿勢であることを説明した。

- ・次回開催日程；2025年2月18日（水）10：00～12：00（web開催）

6) WGリーダーまとめ

登尾リーダーより、最終段階に入ってきたが、引き続きお願いしたい旨が述べられた。

以上

国土交通大臣認定工場

代表者様

株式会社全国鉄骨評価機構

代表取締役社長 高野昭市

[公印省略]

品質管理体制の維持に関する定期報告の実施と性能評価の失効について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は性能評価事業に対し格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、管理技術者等の変更届については、昨年 10 月に届出様式を改め、1 ヶ月以内に提出するよう周知徹底を図ってきましたが、届出期限が守られないことや、変更内容を確認する際、管理技術者等が配置されていない状態（空白期間）が判明することがありました。

管理技術者等の空白は、大臣認定の前提となる性能評価基準を満たさないため、大臣認定の取消しにつながる大きな問題です。

このような状況を評価機関が把握できていないことについて国土交通省から改善が求められ、その対処方法について協議を重ねた結果、管理技術者等に空白が生じた場合、性能評価を失効させることができるとし、その場合、大臣認定が取り消されることとなるよう約款等を再改正することになりました。また、空白が生じないよう適切な管理を促すことを目的として、評価機関が認定工場に対し、管理技術者等の状況を定期的に報告するよう求めることになりました。

つきましては、下記 2 点の運用を 2026 年 4 月 1 日より開始しますので、ご対応下さるようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 性能評価の失効について

性能評価業務約款細則第 17 条第 1 項（「別添 1」参照）に基づき、次に該当する場合、性能評価の失効（大臣認定の取消し）の対象となりますので、国土交通省に報告します。

- ① 品質管理体制等に変更があり、評価を受けたグレードに適合しなくなったにも関わらず性能評価の申請を怠ったとき
- ② 届出・報告を怠り、督促にも応じないとき
- ③ 虚偽の届出・報告があったとき
- ④ その他、虚偽申請による大臣認定の取得や重大な不正が発覚したとき

2. 定期報告の実施について

品質管理体制（管理技術者等）を確認するための報告を、「別添 2（認定工場の品質管理体制等に関する定期報告について）」に基づき実施します。

以上

株式会社全国鉄骨評価機構 性能評価業務約款細則

(2025年10月7日改正、一部抜粋)

(認定工場の継続等)

第13条 株式会社全国鉄骨評価機構（以下「乙」という。）が交付した性能評価書を添付し国土交通大臣の認定を受けた鉄骨製作工場（以下「認定工場」という。）は次のいずれかの一に該当するにいたった場合は、規程第6条に定める性能評価用申請図書を提出し、評価を受けなければならない。（い）

- (1) 業務約款第2条第8項に定める評価有効期限経過後も認定工場の継続をしようとするとき（ろ）
- (2) 認定工場は認定書の適用範囲、認定書別添の品質管理体制及び社内規格・基準、製造設備、検査設備・機器等性能評価の内容に変更を生じ、認定を受けた評価の区分に適合しなくなったとき
- (3) 認定を受けた工場を移転したとき。

なお、同一敷地内での移設又は増設は、第14条の規定による。（は）

(認定工場の変更事項の届出等)

第14条 国土交通大臣の認定を受けた鉄骨製作工場は、次のいずれかに該当するに至った場合、特段の事由がある場合を除き1カ月以内にその旨を乙の代表取締役社長（以下「社長」という。）に届出なければならない。また、認定工場が乙からこれらに関する報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。（に）（ほ）

- (1) 認定工場の認定書の適用範囲、認定書別添の品質管理体制及び社内規格・基準、製造設備、検査設備・機器等認定の内容に変更があったとき
 - (2) 認定工場の事業主が代わったとき
 - (3) 認定工場が吸収合併、分離独立又は譲渡されたとき
 - (4) 認定工場を廃止又は認定に係わる事業を停止したとき
- 2 社長は、前項の届出があった場合、規程第16条に定める性能評価運営委員会の審議を経て、次の事項について文書により認定工場に通知しなければならない。なお、前項第3号については計画時の届出がなされた場合、国土交通省と協議の上、本項に準じた取り扱いを行うことができる。（ろ）（ほ）
- (1) 改めて性能評価が必要か否か
 - (2) 一定期間内での改善の実施が必要であるか
- 3 社長は、前項の審議にあたり、届出書類の事実確認等の調査が必要であると認めた場合、工場の実施状況の確認等必要な調査を当該工場へ通知のうえ実施し、届出書類に調査報告書を添付し、性能評価運営委員会に提出しなければならない。
- 4 社長は、第1項の事実発生にも係わらず届出がないことが判明したとき、及び、問題提起等により認定工場の適合性に疑義が生じた場合、当該工場に通知のうえ事実確認の調査を行わせることができる。調査の結果、認定書（別添を含む）の記載内容と異なる事実が判明し

た場合は、第2項によるものとする。

- 5 第1項の届出工場及び第4項に該当する工場は、第3項及び第4項に定める調査に協力しなければならない。性能評価運営委員会は、当該認定工場の協力がなく事実確認できない時は、改めて性能評価が必要な工場とみなす。
- 6 第2項及び第4項の規定により改善の実施が求められた工場は、通知書発行日から1カ月以内に、改善の実施を行い、改善報告書を乙に提出しなければならない。
- 7 第2項、第4項及び第5項の規定により改めて性能評価が必要となった工場は、通知書発行日から1カ月以内に性能評価の申請をしなければならない。
- 8 第1項の1号の品質管理体制等の変更の場合、乙は、変更事項の届出に記載された資格者の有効性などの記載内容の正誤について資格発行団体などに確認することができる。この場合、乙は個人情報などの守秘義務を厳守しなければならない。認定工場は変更の届出に記載された個人に、予めその旨の了解を得ておかななければならない。(は)

(性能評価の失効)

第17条 社長は、認定工場が次のいずれかの一に該当するに至った場合には、国土交通省と協議の上、性能評価を失効させることができる。(ほ)

(1) 第13条第2号及び第3号の規定に該当したにも係わらず性能評価の申請を怠ったとき (ほ)

(2) 第14条第1項に定める届出及び報告を怠り、督促にも応じなかったとき (ほ)

(3) 第14条第1項に定める届出及び報告に虚偽の記載があったとき (ほ)

(4) 第14条第6項及び第15条第2項により改善要求の通知を受け、督促にも応じなかったとき (ほ)

(5) 第14条第7項及び第15条第2項により改めて性能評価の申請が必要と通知を受け、督促にも応じなかったとき (ほ)

(6) 第15条第4項に定める工場実態調査に協力しなかったとき

(7) 認定工場が、資格証、雇用確認書類等の改ざん・偽造等による虚偽の申請書類により性能評価を受け大臣認定を取得したとき (は)

(8) 認定工場が、検査結果の改ざん・偽造等、品質管理において重大な不正を行っていたことが発覚したとき (は) (ほ)

2 社長は、前項の規定により認定工場についての性能評価が失効した場合には、第16条第1項の規定により公表している認定工場名簿から削除するとともに、当該工場についての性能評価が失効した旨を公表することができる。(は) (ほ)

(附 則) (ほ)

改正後の細則は、令和8年4月1日より実施する。

認定工場の品質管理体制等に関する定期報告について

性能評価業務約款の改正により、第14条（認定工場の変更事項の届出等）第1項に「報告」を求める条文を追加したことから、その運用を以下の通り定め、定期的に行うこととする。

1. 定期報告の目的等

認定工場は、品質管理体制等に変更があった場合、1ヶ月以内に届出なければならないことが性能評価業務約款細則（以下、「約款細則」という。）に定められている。

しかしながら、これまで、届出の提出期限が守られないことがあり、その理由の一つに、評価基準に定める資格を保有した管理技術者等が一時的に不在（空白）となっている場合がある。この場合は、性能評価基準を満たしておらず、性能評価が有効ではないと判断される。

定期報告は、認定工場に定期的に品質管理体制の報告を求めることにより、品質管理体制の重要性を認識してもらい、変更届の提出徹底と、管理技術者等の空白状態が生じないよう認定工場としての適切な管理を促すことを目的としている。

2. 定期報告の概要

(1) 対象工場

全鉄評が評価した大臣認定工場を対象とする。

(2) 実施時期

年1回、8月に行う。

(3) 報告内容

管理技術者等の氏名・資格情報等とする。

- ・管理技術者等は、品質管理責任者、管理技術者、管理責任者、及び溶接技能者
- ・氏名・資格情報等は、氏名、生年月日、雇用保険被保険者番号・保険取得日、資格名・認定番号・初回取得年月日・有効期限

(4) 報告方法 (システム構築中)

Web上に自社の評価情報が掲載された「マイページ」を通じて全鉄評に直接報告する。
なお、変更がない場合でも「変更なし」として報告する。

3. 定期報告に関する運用方法

(1) 報告期限

- ・認定工場の「マイページ」管理責任者にメールで報告を要請する。（8月）
- ・認定工場は要請メールを受けてから、原則2週間以内に報告する。
- ・報告がない場合は督促し、督促してから2週間を超えて報告がない場合は、約款細則に基づき、国土交通省にその旨を報告する。

(2) 管理技術者等の空白が生じた場合

- ・約款細則第 17 条（性能評価の失効）に基づき、性能評価の失効について国土交通省と協議する。なお、報告がない工場及び報告に虚偽があった場合も失効の対象となる。
- ・国土交通省との協議の結果、性能評価の失効が決定した工場は、全鉄評に評価取下げ申請、及び国土交通大臣に評価機関経由で認定取下げ申請をそれぞれ行う。
- ・全鉄評はホームページの認定工場名簿から当該工場の記録を削除する。また、内容によっては失効した旨を評価機関のホームページ上で公表することができる。
- ・認定取消となった工場は、国土交通省のホームページに掲載されている認定工場名簿に示される。
- ・過去の空白が判明した（報告時点は空白でない）工場は、性能評価有効期間の残存の有無にかかわらず、速やかに性能評価の申請を行い、改めて性能評価及び大臣認定を受ける。

4. 定期報告の実施時期

2026 年度（2026 年 4 月 1 日）から実施する。

（なお、実施するまでの間に前項の(2)に該当する工場があった場合は、都度、国土交通省と協議し、同様の対応を当該工場に要請する。）

以上

※ いずれも国土交通省との協議による

定期報告に基づく「性能評価の失効」及び「再評価」の判断事例

事例	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
A 8月1日時点で、 空白期間が一定期間を超えている場合	性能評価有効期間											
	空白期間（一定期間 超え）	協議	失効	空白解消申請（前期）	空白解消申請（後期）	新報申請（中期前）	新報申請（中期前）	新報申請（中期前）	新報申請（中期前）	有効期限（5年間）	有効期限（5年間）	有効期限（5年間）
B 8月1日時点で、 空白期間が一定期間以内の場合	性能評価有効期間											
	空白期間（一定期間以内）	失効	協議	空白状態を管理	空白解消の届出	性能評価は有効						
C 8月1日時点で、 過去の空白期間が覚了した場合	性能評価有効期間											
	空白期間（一定期間 超え）	協議	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価
② 空白期間が一定期間以内であった場合	性能評価有効期間											
	空白期間（一定期間 以内）	協議	協議	協議	協議	協議	協議	協議	協議	協議	協議	協議

評価業務に関するお願い

1. 評価申請時の取り扱いについて

①品質管理責任者講習（鉄骨技術者教育センター主催）の受講について

2027 年度の性能評価申請から、品質管理責任者は本講習が受講済みでなければなりません。（修了証の添付が必要です。）

ただし、新規申請の場合は、修了証が添付できなくても受講済みの証明（受講証明）があれば受付可とします。（通常更新及び昇格の申請は不可）

また、品質管理責任者に変更があった場合の届出は、未受講でも受け付けますが、直近の講習に受講することが条件となります。

品質管理責任者講習は年に 1 回の開催ですので、計画的に受講するようご指導をお願いします。

②正社員の確認について

管理技術者等が正社員であることの確認は、雇用保険被保険者証（役員の場合は登記簿）で行っておりますが、その前提は常勤であることを原則としています。

他社との兼務を否定しているものではありませんが、評価における管理技術者等（諸元表に記載される方）については、他社で要職を兼務することを認めていませんので、必要に応じて周知をお願いします。

2. 工場審査当日の準備について

①審査当日の実物件について

審査では次の項目を確認しますので、審査当日の実物件は、それらが確認できる状態で準備しておくようご指導下さい。

- i) 柱梁接合部の組立状態（開先形状、裏当て金・エンドタブの取り付け、組立て溶接など）
- ii) 柱梁接合部の本溶接状況*ならびに本溶接後の状態（積層、溶接外観、クレータ処理など）

※：工場での審査時に完全溶込み溶接の実施状況を確認できるよう、当日の作業工程を可能な限り調整願います。

②入熱・パス間温度管理の確認について

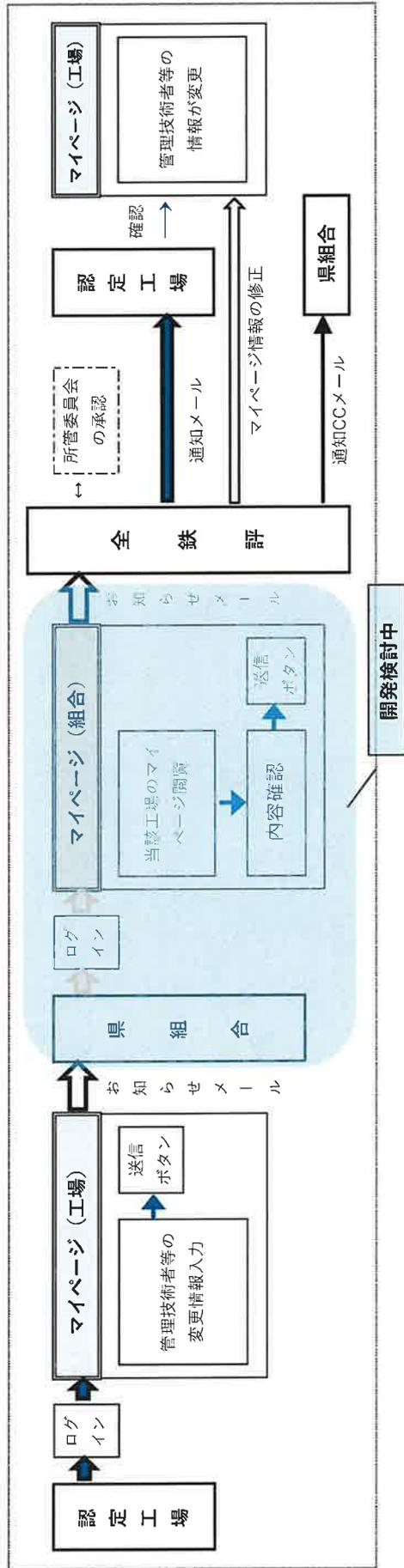
社内基準として積層標準を決めたときの試験データ（層毎の溶接時の電流、電圧、速度及び温度計測）は、提示できるよう準備しておいてください。特に新規・昇格の場合は、適用範囲の最大板厚について試験データを確認します。

また、MHグレードにおいて、審査当日の実物件の板厚（完全溶込み溶接部）が適用範囲の 1/2 程度以下の場合は、積層管理の実態を確認することが困難になることがありますので、過去 5 年間の物件で板厚がより厚い場合（適用範囲の 1/2 程度以上が望ましい）の管理記録や写真（石筆、積層の書き写しなど）があれば提示するようご指導をお願いします。

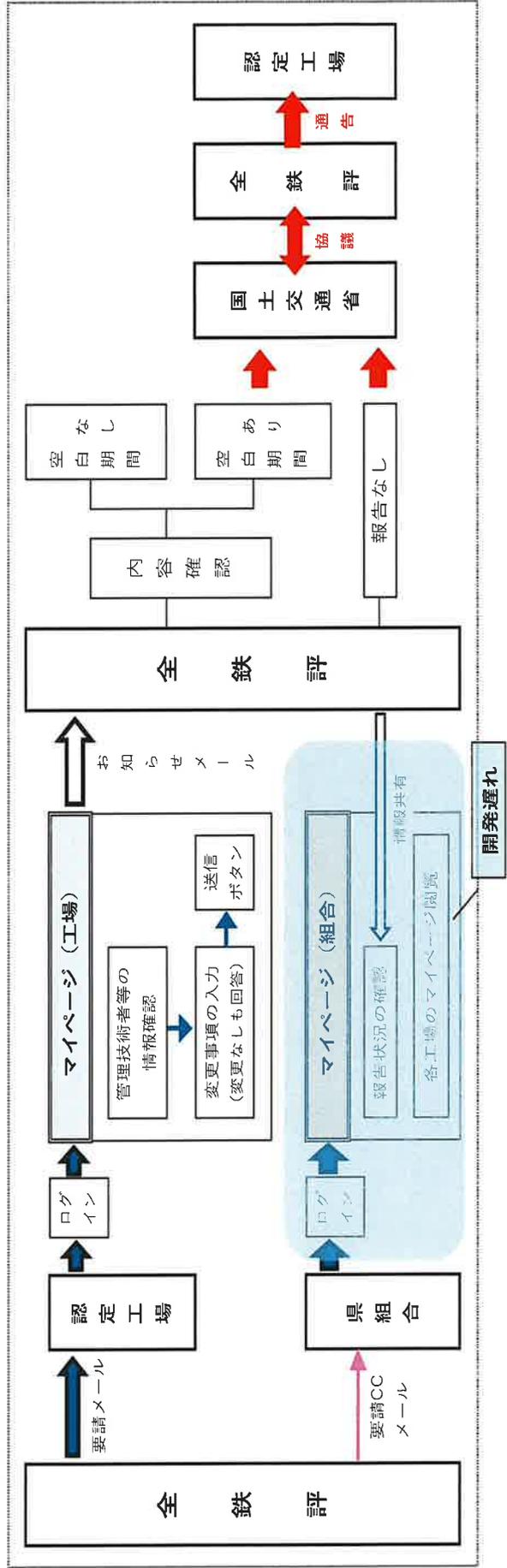
以上

「マイページ」による変更届及び定期報告のフロー（案）

1. 変更届のフロー



2. 定期報告のフロー



【マイページ メイン画面】 ※作成中

① 現在、入力中です。内容に問題がなければ「変更申請提出」ボタンを押してください。

基本情報

JSAO-ID	JSAO-123456	【テスト用】ステータス変更
会社名	株式会社〇〇鉄工	入力中
工場名	東京第一工場	
代表者役職名	代表取締役	
代表者名	代表 太郎	
工場所在地	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1	
大臣認定番号	S00001	登録簿ダウンロード <input type="button" value="変更"/>

管理者・技術者情報

種別	氏名	生年月日	資格名称	有効期限	証書ファイル	変更
品質管理責任者	鈴木 一郎	1970-04-01	建築鉄骨製品検査技術者	2025-03-31	とダウンロード	<input type="button" value="変更"/>
①製作管理技術者	佐藤 次郎	1975-08-15	建築鉄骨製作管理技術者1級	2028-09-30	とダウンロード	<input type="button" value="変更"/>
②溶接管理技術者	田中 三郎	1982-11-20	WES 1級 (溶接管理技術者)	2025-07-14	とダウンロード	<input type="button" value="変更"/>
③-(イ) 製品検査管理技術者	山本 四郎	1985-02-10	建築鉄骨製品検査技術者	2027-03-31	とダウンロード	<input type="button" value="変更"/>
③-(ロ) 超音波検査管理技術者	中村 五郎	1988-09-05	NDI-UTレベル2	2025-10-31	とダウンロード	<input type="button" value="変更"/>
④工作図管理技術者	小林 六郎	1978-01-25	建築鉄骨製作管理技術者1級	2029-05-19	とダウンロード	<input type="button" value="変更"/>
⑤溶接技能者	高橋 七郎	1990-06-30	JIS Z 3801 (手溶接)	2024-07-31	とダウンロード	<input type="button" value="変更"/>
			JIS Z 3841 (半自動溶接)	2025-10-09		
			WES 8103 (ステンレス鋼)	2026-03-14		
⑥外注管理責任者	伊藤 八郎	1972-03-18	建築鉄骨製品検査技術者	2025-11-30	とダウンロード	<input type="button" value="変更"/>
⑦材料管理責任者	渡辺 九十	1980-07-07	材料管理責任者講習修了	2025-02-19	とダウンロード	<input type="button" value="変更"/>
⑧品質管理者	斉藤 十郎	1976-12-12	品質管理責任者講習修了	2026-05-31	とダウンロード	<input type="button" value="変更"/>

組織図

現在登録されている組織図

と 組織図をダウンロード

ファイルが登録されていない場合はダウンロードできません。

新しい組織図をアップロード



ファイルを選択またはドラッグ&ドロップ

✓ 変更なし提出

📄 変更申請提出

【管理技術者等変更の画面】 ※作成中

品質管理責任者の変更

現担当者変更事由 発生日

新担当者変更事由 発生日

訂正前

氏名

鈴木 一郎

生年月日

1970-04-01

役職

雇用保険未取得理由

雇用保険被保険者番号

1111-111111-1

保険加入日

1995-04-01

資格情報

資格名称

建築鉄骨製品検査技術者

認定番号

A-12345

初回取得日

2010-04-01

資格有効期限

2025-03-31

訂正後

氏名

鈴木 一郎

生年月日

1970年4月1日

役職

選択...

雇用保険未取得理由

選択なし

雇用保険被保険者番号

1111-111111-1

保険加入日

1995年4月1日

資格情報

資格名称

建築鉄骨製品検査技術者

認定番号

A-12345

初回取得日

2010年4月1日

資格有効期限

2025年3月31日

証書ファイル

jpg, jpeg, png, pdf形式, 100MB以下

雇用関係書類



ファイルを選択 またはドラッグ&ドロップ

役員の場合は登録済を添付してください。
外国籍の場合は在留カードと雇用保険証を1ファイルにして添付してください。

証書ファイル

jpg, jpeg, png, pdf形式, 100MB以下

資格関係書類



ファイルを選択 またはドラッグ&ドロップ

キャンセル

保存

【マイページによる「定期報告」のスケジュール（予定）】

1. 3月下旬 組合事務局へマイページの操作方法等についてご説明（Web；1回目）
2. 5月上旬 〃 (Web；2回目)
3. 5月中旬から6月下旬 認定工場による初回登録を開始（ID と操作方法簡易版を郵送）
4. 7月上旬 マイページ開設（閲覧のみ。変更の届け出はまだできません。）
5. 7月中旬 全鉄評から認定工場（マイページ担当者）に、「定期報告」要請メールを一斉配信
 - ・資格情報（有効期限など）を最新の内容に変更して下さい。
 - ・資格証、雇用保険、及び登記簿（写し）の添付をお願いします。
 - ・管理技術者等がない場合は「未定」として報告していただきます。（8月1日時点）
6. 9月中旬 国交省との協議結果に基づき、認定取下げまたは再評価となった工場に通知

【理25-7-報4】

全青会との連携活動について（案）

青年部会が全構協との連携を強化しつつ、主体的に事業を行うことが出来る体制を構築

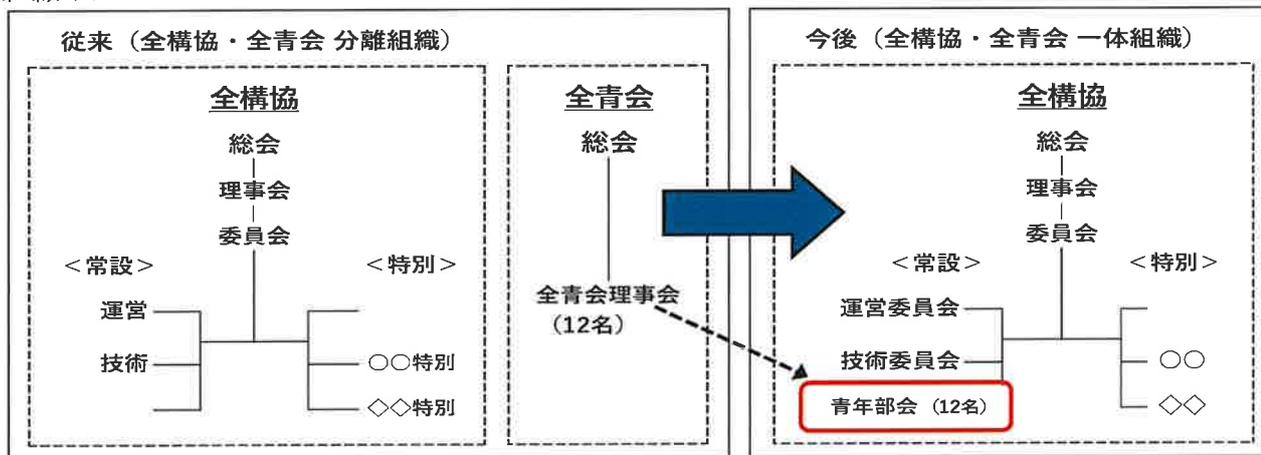
1. 組織体制

◎ 全構協組織の中に、青年部会活動の実施主体である「全構協青年部会（仮称）

*委員会相当組織」を設置。（2026年4月）

※現全青会理事会機能は、本委員会相当組織の中に包含される。*両組織のメンバーは同一

組織イメージ



2. 活動（主要行事）

組織	従来	今後（位置付け）	（事業・費用）	
全青会	理事会	全青会理事会 (年4回程度)	全構協青年部会 (委員会相当組織*) *年5~6回実施	・全国大会の企画・立案 ・青年部独自事業の企画検討・実施 ・運営、技術両委員会への参画(*) *両委員会に各2名程度が「ガバ」派遣
	総会	全青会総会 (年1回：4月)	(青年部会事業報告会)	(意義/目的を明確化した上で、 実施時期を含め開催可否判断)
	全国大会	全青会全国大会 (年1回：4月)	全構協青年部会の 全国大会	・東京と3地区(*)の交互開催を検討中 *全国3地区（北部, 中部, 南部）
全構協	意見交換会については全構協事業として、今後も継続実施			

3. 今後の活動に関する費用（概要）

全構協青年部会（委員会）	年間5~6回の会議に関する費用（旅費、会議費等）は全構協で負担
全構協青年部会の全国大会	青年部会の主体的開催を前提に、下記①②の範囲（800万円程度以下）で実施 ①現在の青年部会会費（約300万円：会員(900社)/2千円、各県/3万円） ②当日参加費（約500万円：2.5万x200人） ※外部協賛金は集めない

2026. 1. 16 理事会提出

全構協・青年部会 意見交換会 議事次第

(一社)全国鐵構工業協会

場所 鉄鋼会館 801 号室

日時 2026 年 2 月 18 日(水)

時間 13:00-15:50

- | | |
|----------------------------------|-------|
| 0. 事務連絡(スケジュール概略、出席者紹介) | 開始前 |
| 1. 全構協 永井会長 挨拶 | [5分] |
| 2. 全構協 2026 年度事業計画(年頭所感) 説明 | [5分] |
| 3. <u>・『ご自身の青年部活動等での経験』板垣副会長</u> | [10分] |
| ・『全構協・青年部会の連携強化方法について』 | [20分] |
| 班単位でのディスカッション(9班編成) | |
| ・各班代表者の発表(適宜、三役・理事からの講評) | [40分] |
| ~~~~ 休憩 ~~~~ | [10分] |
| 4. <u>・『2代目を継いで35年』永井会長</u> | [10分] |
| ・『今後に向かったの抱負』 | [20分] |
| 班単位でのディスカッション(9班編成) | |
| ・各班代表者の発表(適宜、三役・理事からの講評) | [40分] |
| 5. 講評・結び 大竹副会長 | [10分] |

170分(2時間50分)

メモ：班編成は、各地方を混ぜる。グレードには拘らない(ばらす)

各理事は、ディスカッションの際に各班に入って下さい(昨年度と同じ)

~~ 懇親会 ~~

場所：鉄鋼会館 802-804 号室 時間：16:00-17:30

2026. 1. 16 理事会提出

2025(令和 07)年度 全構協・青年部会 意見交換会 懇親会 シナリオ

2026 年 2 月 18 日(水)

16:00-17:30

於:鉄鋼会館(802~804)

16:00 大原	(皆様、ご歓談中ではございますが) 定刻となりましたので、 ただいまから、懇親会を始めさせていただきます。
大原	改めまして本日はご多忙の中、ご出席頂き誠にありがとうございました。 私は進行役を担当致します総務部の大原です。 よろしくお願い致します。
大原	【挨拶】 それでは、開会のご挨拶と乾杯のご発声を <u>全青会 坂本会長</u> をお願いしたいと思います。 坂本会長、お願いします。
～ <u>坂本会長 挨拶・乾杯</u> ～	
大原	<u>坂本会長</u> ありがとうございました。 お時間を 17 時 30 分まで取らせていただいております。 それまで、しばらくの間ご歓談ください。
～ 歓談 ～	
17:25 大原	【中締め】 皆様、ご歓談中ではございますが、お時間がまいりましたので ここで <u>板垣副会長</u> に中締めをお願いしたいと思います。 <u>板垣副会長</u> よろしく願い致します。
～ <u>板垣副会長 中締め</u> ～	
17:30 大原	ありがとうございました。 本日はご多忙の中、ご出席頂き、誠にありがとうございました。 お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。

【メモ】

※802～804(懇親会会場)は、15:00～19:00 で予約済

従って、意見交換会が伸びで懇親会が 16:00 に始められない場合には、
柔軟に対応する。(中締めを若干、後ろ倒しする等)

※料理の量は、2024 年度(2024/11/20(水))の 3 割増で注文済

鉄骨技術に関わる改善・開発・人材育成のための助成制度

成果報告会を開催



会場のようす

当協会は11月7日、東京都中央区のTKP ガーデンシティ PREMIUM 東京駅日本橋で「鉄骨技術に関わる改善・開発・人材育成のための助成制度」成果報告会を開催した。会場には構成員や関連団体、ゼネコン、鉄鋼メーカーなど約100人が参集した。

冒頭、永井会長が挨拶し、「当協会では2017年から鉄骨技術研究開発助成制度を運用してきた。2025年からは制度名称を鉄骨技術に関わる改善・開発・人材育成のための助成制度に変更し、研究開発だけでなく、技術的な業務改善、技能の伝承や人材育成など広範囲の助成を行っている。これまで会員応募型10件、全構協実施型2件を採択してきた。今回、これらの実績のうち全構協実施型2件の成果報告を行う。こうした活動が業界、構成員各社の発展や品質の向上などに繋がってほしい。」と述べた。

1つめのテーマとして「冷間成形角形鋼管柱ー通しダイアフラムの適切な溶接施工法の提案」を



田中剛教授の講演

田中剛教授（神戸大学）が発表。施工試験の結果、コラム角部の異なる溶接方法、手順、積層方法、溶接材料強度の違いが塑性変形能力へ与える影響は見られず、塑性変形能力は溶接止端部のフランク角に大きく依存することを示した。

2つめのテーマとして「CO₂ガスシールド半自動アーク溶接の施工管理条件合理化に関する研究」を浅田勇人教授（芝浦工業大学）が発表し、提案条件による効率性や強度、合理的なパス間温度管理方法などを解説した。

閉会挨拶で当協会技術委員会の西山隆志副委員長（エヌ・テック社長）は成果の概要を説明。「1つめのテーマの成果については構成員の皆様にも共有いただけるように当協会HPに公開している。2つめのテーマについて、今後の取り組みとして400N級鋼は現状の入熱パス間温度管理の規定を満たしており、示された積層方法を工作基準マニュアルへ掲載予定。YGW18を用いた490N級鋼での30kJ-450℃管理については現行の規定には入っていないが、本研究により溶接部の性能が確認され、溶接施工合理化・生産性向上が期待されるため、JASS6やJISの改定に折り込む活動を行っていく予定。」との意向を示した。

本報告会の当日の講演動画および講演資料は当協会HPに掲載している。



浅田勇人教授の講演

工作基準マニュアル (H・M用)

<マニュアル改訂の主旨と改訂箇所>

●主旨

全構協の助成制度の成果報告会で行った、「CO2ガスシールド半自動アーク溶接の溶接施工管理条件の合理化に関する研究」の成果を基準マニュアルに反映させる。

●改訂箇所

現在、40kJ-350°Cの入熱・パス間温度管理での標準積層図が記載されているが、「30kJ-450°C」管理の標準積層図を追加した。ただし、適用鋼材は400N級鋼のみ。

制定 年 月 日

担当者	責任者

注意事項

工作基準マニュアル(H・M用)では、一般的な工作基準に記載されている内容(総則、工作図、現寸、材料、加工、組立て、溶接、社内検査、さび止め塗装、溶融亜鉛めっき)を、それぞれ一般事項と詳細事項に分けて構成(目次参照)しております。

性能評価基準の工場審査では、「当該工場の実態に即した工作基準」が問われます。本マニュアルはあくまで参考ですので、各章の構成や詳細事項など、各社の実状に応じた工作基準に整備して下さい。

第6章 組立て

6-1	一般事項(組立て溶接/組立て精度/作業標準)	29
6-2	組立て溶接(組立て溶接法と溶接材料/組立て溶接の長さ/ 組立て溶接の位置)	30
6-3	エンドタブ(スチールタブ/固形エンドタブ)	32
6-4	裏当て金(裏当て金)	33
6-5	仕口部組立て作業(サイコロ組立て;内ダイアフラム取り付け/ 内ダイアフラム溶接/内ダイアフラム溶接部 社内検査/裏当て金の加工、取り付け/サイコロ 組立て/治工具)	34
6-6	仕口部組立て作業(コラム仕口;ブラケットの取り付け/治工具)	36
6-7	柱大組立て作業(コラム柱;ベースプレート取り付け/柱大組立て/ 治工具)	37
6-8	組立て精度(組立て精度の管理値)	39

「30kJ-450°C」管理の標準積層図を追加。
ただし、適用鋼材は400N級鋼のみ。

第7章 溶接

7-1	一般事項(法の承認/溶接管理技術者/溶接技能者)	41
7-2	溶接機及び付属用具	41
7-3	溶接条件1(溶接材料と入熱パス間温度)	42
7-4	溶接条件2(被覆アーク溶接/炭酸ガスシールドアーク溶接)	43
7-5	溶接条件3(溶接積層方法)	44
7-6	溶接施工の管理方法(パス間温度の管理方法/連絡・指示/ 施工時の管理/溶接施工記録(例))	46
7-7	予熱(予熱)	49
7-8	溶接作業(共通事項/完全溶込み溶接/隅肉溶接/部分溶込み溶接/ 溶接箇所の管理/溶接順序及び姿勢)	50
7-9	溶接作業(サイコロ溶接;サイコロ溶接/サイコロ溶接部検査)	52
7-10	溶接作業(コラム仕口溶接;コラム仕口溶接/ コラム仕口溶接部検査)	53
7-11	溶接作業(柱溶接;柱溶接/柱溶接部検査)	54
7-12	エンドタブ(固形エンドタブ/スチールタブ)	55
7-13	矯正(ひずみの矯正)	57
7-14	スタッド溶接(溶接技能者/溶接施工/検査/補修及び打直し)	58

作業工程	溶接条件 3		7-5	
	内容		改定	年月日
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">溶接積層方法 (下向溶接)</div> <p>② 開先角度及び積層図、パス間温度確認パス目から確認する場合の例です。 * Hグレードは板厚 60mm まで可能。</p>	本工場の下向溶接積層方法及びパス間温度管理は下図を標準(例)とする。			
	① 入熱:40kJ/cm 以下/パス間温度 350℃以下/開先角度35° /ルート 間隔 7mm/溶接ワイヤ YGW11、18 1.2φ			
	板厚と全パス数	標準積層図	板厚と全パス数	標準積層図
	板厚 9mm 3層 3パス		板厚 12mm 4層 4パス	
	板厚 16mm 4層 4パス		板厚 19mm 5層 6パス	
	各社で作成 (Hグレードは60mm迄)			
	板厚 22mm 6層 7パス		板厚 25mm 6層 8パス	
	板厚 28mm 7層 9パス		板厚 32mm 7層 11パス	
	板厚 36mm 8層 14パス		板厚 40mm 9層 15パス	
	図中の斜線で示したパスは、溶接する前に温度チョークまたは表面温度計でパス間温度を確認してから溶接する。ただし、適切なインターバルを設けるなど効率的にパス間温度を管理する作業手順を定め、行っている場合はこの限りではない。			

作業工程	溶接条件		7-5																								
			年 月 日																								
	追加ページ																										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">溶接積層方法 (下向溶接)</div> <p>② 本積層を標準積層図として採用する場合には、事前に最大板厚での溶接を行い、その記録(データ・写真)を整理する。 * Hグレードは板厚60mmまで可能。</p>	<p>本工場の下向溶接積層方法及びパス間温度管理は下図を標準(例)とする。 (本積層については、400N級鋼に限る)</p> <p>① 入熱:30kJ/cm 以下/パス間温度 450℃以下/開先角度35° /ルート間隔 7mm/溶接ワイヤ YGW11、18 1.2φ</p> <p>② 適用鋼材 400N級鋼</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>板厚と全パス数</th> <th>標準積層図</th> <th>板厚と全パス数</th> <th>標準積層図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>板厚9mm 2層 2パス</td> <td></td> <td>板厚12mm 3層 3パス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>板厚16mm 4層 5パス</td> <td></td> <td>板厚19mm 4層 5パス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>板厚22mm 5層 6パス</td> <td></td> <td>板厚25mm 6層 8パス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>板厚28mm 7層 10パス</td> <td></td> <td>板厚32mm 8層 12パス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>板厚36mm 9層 15パス</td> <td></td> <td>板厚40mm 10層 17パス</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	板厚と全パス数	標準積層図	板厚と全パス数	標準積層図	板厚9mm 2層 2パス		板厚12mm 3層 3パス		板厚16mm 4層 5パス		板厚19mm 4層 5パス		板厚22mm 5層 6パス		板厚25mm 6層 8パス		板厚28mm 7層 10パス		板厚32mm 8層 12パス		板厚36mm 9層 15パス		板厚40mm 10層 17パス		(Hグレードは60mm迄)	
板厚と全パス数	標準積層図	板厚と全パス数	標準積層図																								
板厚9mm 2層 2パス		板厚12mm 3層 3パス																									
板厚16mm 4層 5パス		板厚19mm 4層 5パス																									
板厚22mm 5層 6パス		板厚25mm 6層 8パス																									
板厚28mm 7層 10パス		板厚32mm 8層 12パス																									
板厚36mm 9層 15パス		板厚40mm 10層 17パス																									
	<p>※図中の点線(破線)で示したパス終了時にパス間温度(450℃)を確認してから溶接する。</p>																										

工作基準マニュアル (J・R用)

<マニュアル改訂の主旨と改訂箇所>

●主 旨

全構協の助成制度の成果報告会で行った、「CO2ガスシールド半自動アーク溶接の溶接施工管理条件の合理化に関する研究」の成果を基準マニュアルに反映させる。

●改訂箇所

現在、40kJ-350°Cの入熱・パス間温度管理での標準積層図が記載されているが、「30kJ-450°C」管理の標準積層図を追加した。ただし、適用鋼材は400N級鋼のみ。

改定2 年 月 日

改定3 年 月 日

担当者	責任者

注意事項

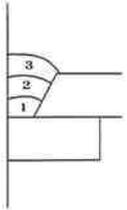
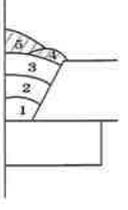
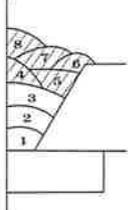
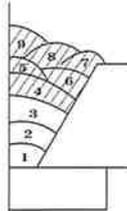
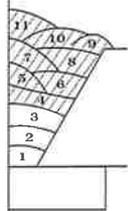
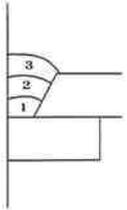
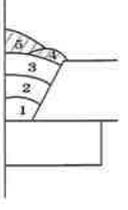
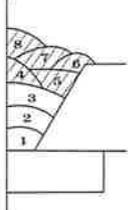
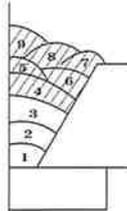
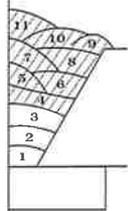
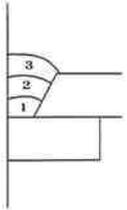
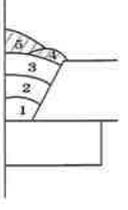
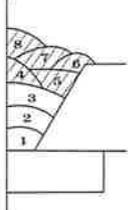
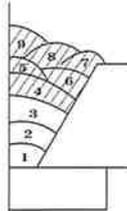
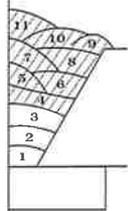
工作基準マニュアル (J・R用) は、鉄骨製作工場の性能評価基準に定められている審査内容を満足するために、各社保有の工作基準を整備する際の手引書として作成したものです。

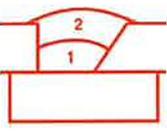
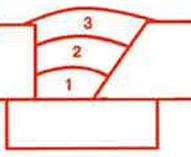
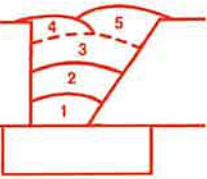
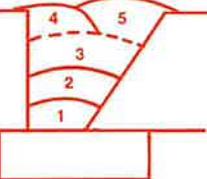
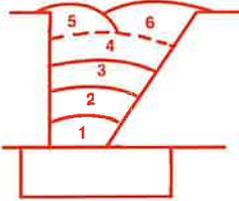
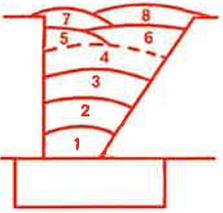
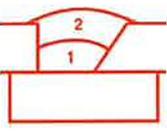
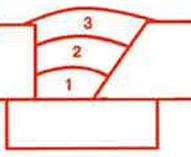
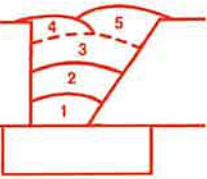
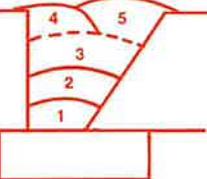
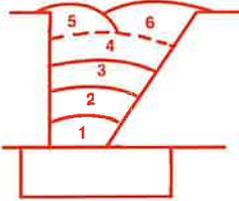
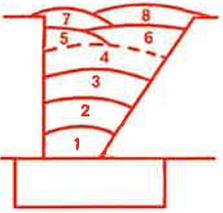
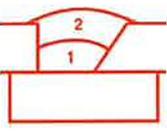
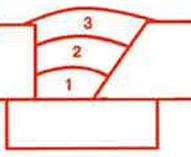
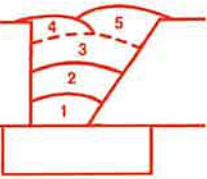
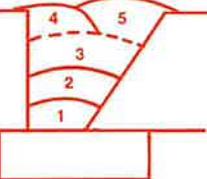
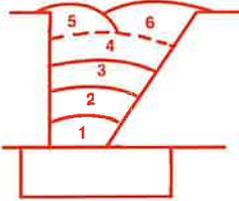
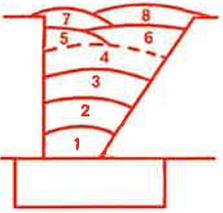
性能評価基準の工場審査では、「当該工場の実態に即した工作基準」が問われますので、特に詳細事項については、本マニュアルを1つの参考として各社の実状に応じた工作基準に整備して下さい。

目 次

1	総 則	1
2	製作工程と管理組織(例)	3
3	工 作 図	4
4	現 寸	5
5	材 料	6
6	け が き	11
7	切断・曲げ加工	12
8	開先加工	13
9	孔 あ	15
10	摩擦面処	16
11	組 立 て	17
12	組立て溶	19
13	本 溶 接	23
14	矯 正	30
15	検 査	31
16	塗 装	33
17	溶融亜鉛めっき	35

「30kJ-450°C」管理の標準積層図を追加。
ただし、適用鋼材は400N級鋼のみ。

製作工程	13. 本 溶 接																							
項 目	内 容																							
<p>(Jグレードの場合) ※1 削除</p> <p>⑨ 開先角度及び積層図、パス間温度確認パス(斜線で示したパス)は、各社で標準を定めて下さい。</p>	<p>(3) 溶接積層方法の決定</p> <p>① 下向溶接による溶接積層方法及びパス間温度管理は、下表を標準(例)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入熱 40kJ/cm 以下、パス間温度 350℃以下 ・ 開先角度 35°、ルート間隔 7mm ・ 溶接ワイヤ YGW11、18、1.2φ <table border="1" data-bbox="434 645 1428 1630"> <thead> <tr> <th>板厚と全パス数</th> <th>標準積層図</th> <th>板厚と全パス数</th> <th>標準積層図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>板厚 9mm 3層 3パス</td> <td></td> <td>板厚12mm 4層 5パス</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">各社で作成</td> </tr> <tr> <td>板厚16mm 5層 7パス</td> <td></td> <td>板厚19mm ※1 5層 8パス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>板厚22mm ※1 6層 9パス</td> <td></td> <td>板厚25mm ※1 7層 11パス</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>図中の斜線で示したパスは、溶接する前に温度チョークまたは表面温度計でパス間温度を確認してから溶接する。ただし、適切なインターバルを設けるなど効率的にパス間温度を管理する作業手順を定め、行っている場合はこの限りではない。</p>				板厚と全パス数	標準積層図	板厚と全パス数	標準積層図	板厚 9mm 3層 3パス		板厚12mm 4層 5パス		各社で作成				板厚16mm 5層 7パス		板厚19mm ※1 5層 8パス		板厚22mm ※1 6層 9パス		板厚25mm ※1 7層 11パス	
板厚と全パス数	標準積層図	板厚と全パス数	標準積層図																					
板厚 9mm 3層 3パス		板厚12mm 4層 5パス																						
各社で作成																								
板厚16mm 5層 7パス		板厚19mm ※1 5層 8パス																						
板厚22mm ※1 6層 9パス		板厚25mm ※1 7層 11パス																						

製作工程	13. 本 溶 接																			
項 目	追加ページ																			
<p>(J グレードの場合) ※1 削除</p> <p>⑨ を本積層を標準積層図として採用する場合には、事前に最大板厚での溶接 を行ない、その記録（データ・写真）を整理する。</p>	<p>(3) 溶接積層方法の決定</p> <p>① 下向溶接による溶接積層方法及びパス間温度管理は、下表を標準（例）とする。（本積層図については、400N級鋼に限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入熱 30kJ/cm 以下、パス間温度450℃以下 ・ 開先角度 35°、ルート間隔 7 mm ・ 溶接ワイヤ YGW11、18、1.2 φ ・ 適用鋼材 400N級鋼 <table border="1" data-bbox="438 638 1428 1624"> <thead> <tr> <th>板厚と全パス数</th> <th>標準積層図</th> <th>板厚と全パス数</th> <th>標準積層図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>板厚 9 mm 2 層 2 パス</td> <td></td> <td>板厚12mm 3 層 3 パス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>板厚16mm 4 層 5 パス</td> <td></td> <td>板厚19mm ※1 4 層 5 パス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>板厚22mm ※1 5 層 6 パス</td> <td></td> <td>板厚25mm ※1 6 層 8 パス</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※図中の点線（破線）で示したパス終了時にパス間温度（450℃）を確認してから溶接する。</p>				板厚と全パス数	標準積層図	板厚と全パス数	標準積層図	板厚 9 mm 2 層 2 パス		板厚12mm 3 層 3 パス		板厚16mm 4 層 5 パス		板厚19mm ※1 4 層 5 パス		板厚22mm ※1 5 層 6 パス		板厚25mm ※1 6 層 8 パス	
板厚と全パス数	標準積層図	板厚と全パス数	標準積層図																	
板厚 9 mm 2 層 2 パス		板厚12mm 3 層 3 パス																		
板厚16mm 4 層 5 パス		板厚19mm ※1 4 層 5 パス																		
板厚22mm ※1 5 層 6 パス		板厚25mm ※1 6 層 8 パス																		

その他の定例報告事項

【理25-7-他1】

構成員登録・取消社数累計表

登録・取消承認日	全構協受付締切日	登録社数	取消社数	合計社数
令和7年3月31日現在 (令和6年度増減数)		21	55	2,117
令和7年5月21日 第1回理事会	3月31日	(0)	(19)	2,117
令和7年6月13日 第2回理事会	6月6日	17	1	2,133
令和7年6月13日 第3回理事会	—	—	—	—
令和7年7月22日 第4回理事会	7月15日	2	2	2,133
令和7年9月16日 第5回理事会	9月9日	0	3	2,130
令和7年11月18日 第6回理事会	11月10日	5	5	2,130
令和8年1月16日 第7回理事会	1月9日	3	11	2,122
累計		27	22	2,122

《グレード別内訳》

S : 9 H : 301 M : 809 R : 543 J : 35 未 : 425 合計 : 2,122

登録構成員増減及び取消理由別社数一覧表

令和8年1月9日現在

区分	登録・取消 承認	増 減								増減差	増 減 後 構 成 員 数	
		登録 社数	取消社数									合 計
			倒 産	転・廃業	縮 小	工場閉鎖	休 業	その他				
平成21年度合計	37	11	47	34	3	6	50	151	-114	2,538		
平成22年度合計	23	31	39	33	4	7	52	166	-143	2,395		
平成23年度合計	14	13	45	20	3	3	65	149	-135	2,260		
平成24年度合計	20	9	15	19	2	0	35	80	-60	2,200		
平成25年度合計	13	5	5	13	2	2	15	42	-29	2,171		
平成26年度合計	26	2	6	10	0	0	21	39	-13	2,158		
平成27年度合計	36	0	5	9	0	0	11	25	11	2,169		
平成28年度合計	36	1	6	9	1	0	16	33	3	2,172		
平成29年度合計	56	0	9	7	0	0	11	27	29	2,201		
平成30年度合計	34	2	5	6	0	1	13	27	7	2,208		
令和元年度合計	25	0	10	9	1	0	14	34	-9	2,199		
令和2年度合計	32	0	12	6	1	0	15	34	-2	2,197		
令和3年度合計	27	1	10	7	1	0	11	30	-3	2,194		
令和4年度合計	24	1	14	9	3	0	19	46	-22	2,172		
令和5年度合計	21	1	10	4	1	0	26	42	-21	2,151		
令和6年度合計	21	0	20	11	1	1	22	55	-34	2,117		
令和 7 年度	第2回 (6月6日)	17	0	0	0	0	0	1	1	16	2,133	
	第3回 (-)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	第4回 (7月15日)	2	0	1	1	0	0	0	2	0	2,133	
	第5回 (9月9日)	0	0	2	0	0	0	1	3	-3	2,130	
	第6回 (11月10日)	5	0	1	1	2	0	1	5	0	2,130	
	第7回 (1月9日)	3	0	5	2	0	0	4	11	-8	2,122	
	第8回 (月 日)											
	第9回 (月 日)											
	年度未処理											
7年度計	27	0	9	4	2	0	7	22	5	2,122		
累 計	1,156	502	736	565	134	80	1,238	3,255	-2,099	2,122		

1. 転・廃業内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	転業 2社	転業 4社	転業 0社	転業 2社	転業 1社
	廃業 8社	廃業 10社	廃業 10社	廃業 18社	廃業 8社

2. グレード別取消内訳	S	H	M	R	J	未	合計
令和3年度	0	2	5	6	0	17	30
令和4年度	0	1	5	7	2	31	46
令和5年度	0	1	11	4	1	25	42
令和6年度	0	0	4	14	0	37	55
令和7年度	0	2	6	3	3	8	22

構成員登録社数・増減一覽表

(R7. 11. 11~R8. 1. 9)

支部名	都道府県名	前回	増	減	差	今回		
北海道	北海道	76		1	-1	75		
	東北	青森	34			0	34	
		岩手	31			0	31	
		宮城	40			0	40	
		秋田	23			0	23	
		山形	27			0	27	
		福島	58			0	58	
		関東	茨城	59			0	59
			栃木	49			0	49
			群馬	66			0	66
埼玉	49				0	49		
千葉	59				0	59		
東京	47				0	47		
神奈川	41			1	-1	40		
新潟	82		1		1	83		
山梨	28			1	-1	27		
長野	61		1		1	62		
北陸	富山	37			0	37		
	石川	32		1	-1	31		
	福井	41			0	41		
	岐阜	71			0	71		
	静岡	88			0	88		
中部	愛知	123		2	-2	121		
	三重	60		1	-1	59		

支部名	都道府県名	前回	増	減	差	今回	
近畿	滋賀	30	1		1	31	
	京都	46		1	-1	45	
	大阪	107		1	-1	106	
	兵庫	76		1	-1	75	
	奈良	34			0	34	
	和歌山	37			0	37	
	中国	鳥取	15			0	15
島根		22			0	22	
岡山		33			0	33	
広島		78			0	78	
山口		37			0	37	
四国		徳島	25			0	25
		香川	45			0	45
	愛媛	37			0	37	
	高知	22			0	22	
	九州	福岡	47			0	47
		佐賀	24			0	24
		長崎	18			0	18
熊本		26			0	26	
大分		20		1	-1	19	
宮崎		27			0	27	
鹿児島		28			0	28	
沖縄	14			0	14		
合計		2,130	3	11	-8	2,122	

【理25-7-他2】

建築着工面積と鉄骨推定所要量推移
(国土交通省建築着工統計速報による)

2026年1月7日作成

年度	月	全建築物		鉄骨造		鉄骨鉄筋造		鉄骨推定重量計	
		面積	前年同期比	面積	前年同期比	面積	前年同期比	トン数	前年同期比
平成18年度計		187,611	101.1	70,187	101.2	6,317	115.5	7,334,550	101.8
平成19年度計		157,219	83.8	61,466	87.6	5,443	86.2	6,418,750	87.5
平成20年度計		151,394	96.3	56,639	92.1	4,604	84.6	5,894,100	91.8
平成21年度計		113,196	74.8	37,589	66.4	2,937	63.8	3,905,750	66.3
平成22年度計		122,281	108.0	40,478	107.7	2,731	93.0	4,184,350	107.1
平成23年度計		127,294	104.1	41,792	103.2	2,610	95.6	4,309,700	103.0
平成24年度計		135,452	106.4	46,257	110.7	2,677	102.6	4,759,550	110.4
平成25年度計		148,461	109.6	52,350	113.2	3,466	129.5	5,408,300	113.6
平成26年度計		130,791	88.1	48,554	92.7	3,019	87.1	5,006,350	92.6
平成27年度計		129,605	99.1	48,304	99.5	2,909	96.4	4,975,850	99.4
平成28年度計		134,236	103.6	49,957	103.4	2,171	74.6	5,104,250	102.6
平成29年度計		133,028	99.1	50,701	101.5	2,788	128.4	5,209,500	102.1
平成30年度計		131,078	98.5	50,048	98.7	1,464	52.5	5,078,000	97.5
2019(令和元)年度計		124,936	95.3	44,928	89.8	1,480	101.1	4,566,800	89.9
2020(令和2)年度計		114,114	91.3	40,218	89.5	1,878	126.9	4,115,700	90.1
2021(令和3)年度計		122,466	107.3	45,580	113.3	1,966	104.7	4,656,300	113.1
2022(令和4)年度計		118,676	96.9	41,946	92.0	2,375	120.8	4,313,350	92.6
2023(令和5)年度計		108,314	91.3	38,337	91.4	1,534	64.6	3,910,400	90.7
2(令和4年度)	4月	10,095	98.0	3,799	97.1	154	97.5	387,600	97.1
	5月	8,353	92.9	2,756	95.9	135	90.0	282,350	95.7
	6月	8,811	96.0	3,138	104.8	98	44.1	318,700	102.7
	7月	8,726	94.2	3,216	102.5	49	22.5	324,050	99.8
	8月	8,295	89.1	2,734	94.1	204	127.5	283,600	95.0
	9月	8,901	96.8	3,279	102.4	30	28.8	329,400	101.3
	10月	9,095	83.8	2,956	73.6	341	211.8	312,650	76.3
	11月	8,438	99.1	2,832	102.1	201	254.4	293,250	104.2
	12月	8,031	92.2	2,765	86.2	67	81.7	279,850	86.2
	1月	6,980	87.8	2,496	78.6	162	253.1	257,700	80.4
	2月	8,076	103.8	2,668	89.8	167	303.6	275,150	91.7
	3月	10,620	128.6	3,047	96.0	126	155.6	311,000	96.8
	年度計		104,421	96.4	35,686	93.1	1,734	113.0	3,655,300
2(令和5年度)	4月	8,461	83.8	3,751	98.7	73	47.4	378,750	97.7
	5月	6,998	83.8	2,885	104.7	53	39.3	291,150	103.1
	6月	7,400	84.0	2,667	85.0	63	64.3	269,850	84.7
	7月	7,570	86.8	2,539	78.9	79	161.2	257,850	79.6
	8月	7,352	88.6	2,637	96.5	33	16.2	265,350	93.6
	9月	8,539	95.9	3,144	95.9	210	700.0	324,900	98.6
	10月	8,775	96.5	2,937	99.4	36	10.6	295,500	94.5
	11月	7,220	85.6	2,234	78.9	29	14.4	224,850	76.7
	12月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
	1月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
	2月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
	3月		0.0		0.0		0.0	0	0.0
	年度計		62,315	88.1	22,794	92.2	576	47.5	2,308,200

(単位) 面積 1,000㎡
前年同期比 %

(注) 鉄骨推定所要量
鉄骨造 ㎡×100kg
鉄骨鉄筋造 ㎡×50kg

2025(令和7)年度 主要会議日程表

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
4	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
5	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
8	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
10	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
11	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
12	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		

2025.10.7 現在



夏期・年末年始休日



土日・祝日



振替休日



出勤日

開催年月日	三役会	理事会	総会	全国理事会 事務局長会議	委員会	その他	備考
2025年 (令和7年)	4月11日(金)	12:00					
	5月13日(火)	14:30		15:00 ※		16:30 懇親会	※全国事務局長会議
	5月21日(水)	10:30	14:00 ※				12:00 全幹取締役員会
	6月13日(金)	9:30	11:30	15:00		17:00 懇親会	※決算・事業報告・総会招集
	6月24日(火)	13:00					14:00 全幹取締株主総会
	7月8日(火)	14:00				17:30 懇親会	
	7月22日(火)	10:30	14:00				
	8月5日(火)	14:00				11:30 技術審議会	
	8月6日(水)						
	9月9日(火)	14:00				15:00 賛助会員との懇談会	17:00 賛助会員との懇親会
	9月16日(火)	9:30	11:30				12:00 全幹取締役員会
	10月7日(火)	9:00					
2026年 (令和8年)	11月11日(火)	10:00					
	11月18日(火)	12:00	15:00 ※			17:30 懇親会	※移動理事會
	12月11日(木)						12:00 全幹取締役員会
	12月12日(金)	14:00				18:00 事務局職員との懇親会	
	1月16日(金)	9:00	11:30		14:00 ※	16:30 新年賀詞交歓会	※全国理事長會
	2月10日(火)	14:00					
	2月17日(火)	10:30	14:00				
	2月18日(水)						
	3月10日(火)	14:30				13:00 青年部会との意見交換会	16:00 青年部会との懇親会
	3月24日(火)	10:30	14:00				12:00 全幹取締役員会

2026(令和8)年度予定	
2026年4月10日(金)	三役会(12:00) 全国事務局長会議(15:00) 懇親会(16:30)
2026年5月19日(火)	三役会(14:30) 参考:全幹取締役員会(12:00)
2026年5月26日(火)	三役会(10:30) 理事会(14:00)
2026年6月12日(金)	三役会(9:30) 理事会(11:30) 総会(15:00) 懇親会(17:00) 参考:全幹取締株主総会(14:00)

その他

関連団体
【青年部会】 総会・会長会議：2025年4月19日(土) 仙台

* 変更箇所

【理25-7-他 4】

支部報告資料

＜ 北海道支部 ＞ 状 況 報 告 書

2025年(令和7年) 11月分

(A) 提出日 令和7年12月11日

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
支部	道内各支部活動・行事等	北海道支部(鉄骨部会)活動・行事等
道央	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5日(水) 三役会・役員会 ・ 13日(木) } 神戸方面視察研修 ・ 14日(金) } ・ 26日(水) 例会・忘年会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10日(月) 三役会 ・ 27日(木) } 人づくり研修2025(札幌市) ・ 28日(金) }
函館		
室苦小樽		
旭川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18日(火) 営業会議 (3社) ・ 28日(金) 例会・忘年会 	
北見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18日(火) 例会 	
帯広	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4日(火) 例会 	
釧路		

(B)

支部	①手持工事量(ヶ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	S・H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
道央	3 ~ 9	2 ~ 5	1 ~ 7	75 ~ 100			○			
函館	4 ~ 5	3 ~ 6	2 ~ 3	70 ~ 100		○				
室苦小樽	3 ~ 8	2 ~ 4	1 ~ 3	100 ~ 110			○			
旭川	9	3 ~ 8	/	60 ~ 100		○				
北見	/	2 ~ 7	/	80 ~ 100			○			
帯広	3 ~ 12	1 ~ 5	1	90 ~ 120			○			
釧路	7	3 ~ 5	/	60 ~ 120			○			

(C)

支部	現状と今後の状況の見通しについて
道央	<p>・山積みはS・Hが3~9ヶ月が多く前月とほぼ変わらず。Mは2~5ヶ月と若干増加。RJ未は1~7ヶ月とほぼ変わらず。工場稼働率はS・HとMが90~100%、RJ未は75~100%で前月から微増。見積は「少ない」がトータルで17社55%と多数だが前月比では減少し、「同じ」が12社39%と前月から3社8%増加。「多い」は2社6%と変わらず。これまで同様「新規・中小物件の見積りが少ない」、「概算・指指数の見積りが多い」、「図面の決まりが悪い」というコメントが多いが、中には「中小案件が微増」と言うコメントも出てきた。1~11月の積算量は86,040tで、平年比77%、前年比89%</p>
函館	<p>・各社バラつきはあるが、年内の稼働率は高い。来春から着手予定の見積り(中小規模)は、計画を含め数件出てきている。価格については大きく変わりなし。</p>
室苦小樽	<p>・稼働状況は以前よりは改善している。見積りは、来春着工の案件が少しずつ出てきているがまだまだ少なく、公共の案件についても少ない状況。</p>
旭川	<p>・製作の山: 各社、概ね仕事は抱えている状況。受注内容: ホテル、ごみ処理場、改修工事。 見積り状況: 依然として概算及び超概算が多い。</p>
北見	<p>・各社共に、現在は稼働状態。年内はフル稼働とはいかないまでも、継続できそうな状況。</p>
帯広	<p>・見積りは若干の回復傾向。各社バラつきはあるが、来年の物件の引き合いも出始めている。</p>
釧路	<p>・各社の稼働率は100%で忙しい状況。来月も同様に忙しくなる見込み。</p>

＜ 北海道支部 ＞ 状 況 報 告 書

2025年(令和7年) 12月分

提出日 令和8年1月9日

(A)

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
支部	道内各支部活動・行事等	北海道支部(鉄骨部会)活動・行事等
道央	・2日(火) 三役会・役員会	・9日(火) 役員会、忘年会 ・17日(水) 工場審査
函館	・26日(金) 例会、経営者懇談会	
室苦小樽		
旭川	・9日(火) 営業会議 (3社)	
北見		
帯広	・24日(水) 例会	
釧路	・8日(月) 忘年会	

(B)

支部	①手持工事量(ヶ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	S・H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
道央	7 ~ 9	1 ~ 3	1 ~ 5	75 ~ 100			○			
函館	3 ~ 5	3 ~ 6	2 ~ 3	50 ~ 90			○			
室苦小樽	5 ~ 7	1 ~ 2	1 ~ 2	90 ~ 100			○			
旭川	8	3 ~ 7	/	60 ~ 90		○				
北見	/	2 ~ 6	/	80 ~ 100			○			
帯広	3 ~ 12	1 ~ 6	1	50 ~ 100			○			
釧路	6	4 ~ 5	/	90 ~ 100			○			

(C)

支部	現状と今後の状況の見通しについて
道央	・山積みはS・Hが7~9ヶ月と若干増加。Mは1~3ヶ月と若干減少。RJ未は1~5ヶ月と若干減少。工場稼働率はS・Hは90~100%で若干増加。Mは90~100%で変わらず。RJ未は75~100%で若干減少。見積は「少ない」がトータルで17社53%、「同じ」が12社38%、「多い」は3社9%でいずれも前月比でほぼ横這い。これまで同様「新規・中小物件の見積りが少ない」、「概算・指示数の見積りが多い」、「図面の決まりが悪い」というコメントが多いが、中には「中小案件も増えている」というコメントもある。1~12月の積算量は90,876tで、平年比75%、前年比89%
函館	・各社バラつきはあるが、稼働率、手持ちは低い状況。見積り(中小規模)は、春頃より着手予定の物件が計画(概算)を含め複数件出てきている。価格については大きく変わりなし。
室苦小樽	・先月とほぼ変わらず好況感はない。消耗品の値上がりもあり、次年度工事についても明るい話題に乏しい。市内の案件は民間・公共事業共に低迷している状況。
旭川	・製作の山:各社、概ね仕事は抱えている状況。受注内容:ホテル、ごみ処理場、改修工事、麦乾施設。 見積り状況:概算は多いが、通常の見積りの引き合いが出始めている。
北見	・各社共に、年内は稼働状態であった。受注価格は、各社現状維持の模様。来年春先までは、手持ちの物件消化となりそう。
帯広	・見積りは全体的に少なく、山積みも各社バラつきがある。価格的な変動は聞こえてこないが、来年の物件が多少見え始めてきた。
釧路	・各社の稼働率は100%で忙しい状況。来年の見積りは少なめの見込み。

＜東北支部＞ 状 況 報 告 書

2025 年（令和 7 年）11 月分

(A)

提出日 令和 7 年 12 月 4 日

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
都道府県	各県組合活動・行事等	東北支部活動・行事等
青森県	○11/12 鉄骨部会担当者会議・忘年会	○11/5 11 月期定例役員会（仙台） ○11/18 事務局研修会（盛岡） ○11/25～26 NDI-UT レベル 1 実技講習（多賀城）
岩手県	○11/4 技術品質サポート（1 社） ○11/12 県南支部会 ○11/18 性能評価傾向対策説明会 ○11/19 盛岡支部会 ○11/20 青年部工場見学会（宮古） ○11/28 岩手県建設産業団体連合会（建産連）理事会	
宮城県	○11/26 青年部会工場見学（岩手県北上市㈱アイ・テック 北上 D・M・C） ○11/27 宮城県建団連 現場安全パトロール	
秋田県	○11/13 第 4 回理事会・第 3 回代表者会議・懇親会 ○11/18 東北鉄構連事務局研修会へ事務局参加 ○11/28 営業担当者会議・忘年会	
山形県	○11/7 超音波探傷技術研究会 探傷器の定期点検 ○11/14 青年部工場見学及び講習会（花巻市 ㈱デンロ コーポレーション東北ガルバーセンター） ○11/28 三役会、役員及び新庄・村山支部会員合同会議	
福島県	○11/5 技術品質サポート制度 ○11/13 第 5 回青年部役員会 ○11/20 第 4 回理事会	

(B)

①手持ち工事量（ヵ月）				②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費（千円）		
都道府県	H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S 造 (H+H)	S 造 (コラム H)	SRC 造
青森県	3～10	1～8	1～2	30 ～ 120			○			
岩手県	3～12	1.5～7	1～3	70 ～ 120		○				
宮城県	5～10	3～6	0.5～2	60 ～ 110			○			
秋田県	4～16	3～8	3～3	70 ～ 120			○			
山形県	3～12	1～7	1～8	85 ～ 120			○			
福島県	6～10	2～12	1～6	0 ～ 120			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
青森県	見積物件数は、前月比、全体的には微増となったが、地元物件は相変わらず少なかった。また、工期遅延や変更の影響で、稼働率は 30%～120%と各社の幅が大きく広がり、5 割の工場が今後の見通しに明るい兆しはまだ見えないと回答。
岩手県	工場加工費の平均値、工場稼働率は前月比で微増、手持ち工事量、見積依頼数ともに前月比で横ばい。全体的に落ち着いている感じではあるが、今後の景気見通しは現状維持と見る工場が多く、回復の兆しは見られない。
宮城県	見積件数が少なく先行きは薄い。工場稼働率も一部の Fab は忙しいものの全体的には低い状況。ここ数ヵ月は変わらない状況が続いているが、この先も当分続くものとみる。
秋田県	回答企業の稼働率を平均すると 99%と、仕事が少ないわけではないが、受注価格に不満と回答した企業が 47%。加えて品質管理が厳しいと回答している企業が増えたことが懸念事項。適正価格を維持することが困難になってきているように思える。
山形県	今月の県内見積物件数は、過去に例がないほど今期最低の 0 件になりそうで、厳しい状況である。
福島県	地場物件の見積依頼数は若干増えたように感じますが、稼働率の平準化にはなりにくい。受注残についても工事中止や延期もあり変動がみられます。物件数の絶対量が少なく、さらに予算不足の物件も続いている。材料の手配間際にダンピングされて失注するケースもあるようです。

＜東北支部＞ 状 況 報 告 書

2025 年（令和 7 年）12 月分

(A)

提出日 令和 8 年 1 月 6 日

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
都道府県	各県組合活動・行事等	東北支部活動・行事等
青森県	○12/4 正副理事長会議 ○12/17 鉄骨部会担当学会議 ○12/18 前期性能評価 (1社)	○12/10 12月期定例役員会 (盛岡) ○12/15～19 NDI-UT レベル 1 向け超音波探傷基礎講座 (多賀城)
岩手県	○12/2 組合広報委員会 ○12/11 正副理事長会議・理事会・役員と賛助会員懇談会 ○12/15 技術品質サポート (1社) ○12/16 岩手県知事への要望活動 ○12/17 後期性能評価 (1社)、知事要望内容県議会説明 ○12/18 技術品質サポート (1社)、県南支部会・忘年会 ○12/22 盛岡支部会・忘年会	
宮城県	○12/4 役員会・顧問との懇談会 ○12/22 工場性能評価審査 (1社)	
秋田県		
山形県	○12/17 営業実務者会議及び忘年会 ○12/23 青年部役員会	
福島県	○12/3 第4回営業責任者会議 ○12/6 青年部ゴルフコンペ・忘年会 ○12/11 工場審査立会い (1社) ○12/25 技術品質サポート (1社)	

(B)

都道府県	①手持ち工事量 (ヵ月)			②稼働率 (%)	③見積物件の傾向			④工場加工費 (千円)		
	H	M	R・J	稼働率 (%)	多い	普通	少ない	S造 (H+H)	S造 (コラムH)	SRC造
青森県	3～10	1～8	1～2	30 ～ 120			○			
岩手県	3～12	2～6	1～3	70 ～ 120			○			
宮城県	4～8	2～12	0.5～9	60 ～ 100			○			
秋田県	4～18	2～8	1～3	70 ～ 120			○			
山形県	3～12	1～6	1～8	90 ～ 100	○					
福島県	6～11	3～24	0～3	0 ～ 120			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
青森県	工場稼働率は、先月に引続き 30%～120%と幅広い状況で、全体平均も高くはない。地元ゼネコンも仕事がない様子で、大方のFABが目先の案件が少なく、先行きを不安視している。予算が合わず保留となっている物件は特に、価格を維持して、安値受注には注意するよう呼び掛けあっている。
岩手県	工場加工費の平均値、工場稼働率、手持ち工事量は前月比で横ばい。多少の改善を見せていた見積依頼数は大幅に減少し令和 5 年 6 月以来の低水準となり、春先への強い不安感が出ている。組合員間の連携を密にし、厳しい状況を乗り切るよう呼びかけ。
宮城県	工場稼働率は高めだが、新規受注が減少している影響か手持ち工事量は減少傾向にある。見積件数も少なく春先以降の景況は低いままと思われる。
秋田県	稼働については先月同様、仕事が少ないわけではないが、受注価格に不満と回答が多く、不満な金額の幅が以前より大きくなってきている。見積もり件数が少なく、先行きが不安である。
山形県	見積依頼数が減少傾向の中、東北 5 県と関東地区の報告分が急増した。一時的なものかもしれないが、先行き不安である。
福島県	見積依頼も半数は少ないとの回答。選別受注できるほどの仕事量は無く、仕事がないよりはあったほうが良い状況。よって受注額は低いまま。余りに条件の悪い仕事も出回っているので、営業会議での意見交換にはできるだけ多くの会員に参加していただきたい。今後の見通しは『現状維持』の意見が多く要するに厳しい状況が続く見込み。

＜ 関東支部 ＞ 状況報告書

2025年(令和7年) 11月分

提出日 令和7年12月 8日

(A)

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
都道府県	各県組合活動・行事等	関東支部活動・行事等
東京都	20日 理事会、M部会、三役会	関東支部運営委員会 4日 第5回関東支部運営委員会 12日 関東支部事務職員研修 19～20日 人づくり研修会
千葉県	4日(火) 鐵球会 20日(木)～23日(日) 北部支部会研修旅行 21日(金) 青年部研修会 28日(金) 合同支部会	
神奈川県	8日 青年部会研修会(工場見学会)、8～9日 合同支部会(研修会、賛助会員との交流懇親会)、15日 固形エンドタブ溶接技能者技量検定試験	
茨城県	5日水戸市長と語る会、ミャンマーユニティーWeb会議、15日第10回鉄構茨城オープン、28日第4回理事会、役員忘年会、その他 サポート3社、実習生技能賞(鉄工)	
埼玉県	5日(水) 総務委員会 12日(水) 組合理事会、組合創立50周年記念誌委員会 14日(金) 県庁オープンデー出展 21日(金) 安全祈願 27日(木) 県北支部会 28日(金) STK会ゴルフ大会(組合親睦ゴルフ会)	
栃木県	・11/14 定例理事会 ・11/21 賛助会忘年会 ・11/28 栃木県建設雇用改善推進大会(産連) ・11/29 青年部三県合同研修会	
群馬県	11/3 ゴルフコンペ、11/7R・Jグレード部会工場見学、11/10青年部全県協議会、11/17三役会・役員会、11/25 群馬県建築鉄骨品質適正化協議会総会・講習会、11/29青年部会三県(栃木・長野)合同研修会、11/30三県合同ゴルフコンペ	
長野県	・6日…運営委員会・人材セミナー ・7日…全構協 鉄骨技術成果報告会 ・8日…松本金山祭 ・10日…県と市との技術懇談会 ・12日…関東支部事務職員研修会 ・18日…理事会 ・20日、25日…事前サポート ・21日…技術委員会反省会 ・22日…UT実技講習会 ・26日…鉄筋検定会議・技術安全委員会 ・27日…工業高校鉄筋出前講座 ・28日…青年部3県合同	
山梨県	4日 登録教習機関監査 6-8日 固一ク溶接特別教育講習(一般) 10日 理事會14日 固一溶接作業従事者安全衛生教育 15日 固一接JIS検定 28日 固一未滿クレーン運転特別教育21日 青年部会 26日 固一接安全委員会 27日 固一接技術委員会	
新潟県	21.22日製品検査実技講習会 4.6.7.26.28日性能評価サポート8社 27日正副理事長会議 12日関東支部事務職研修会	

(B)

都道府県	①手持工事量(ヶ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
東京都	5～16	2～6	1～2	50～100		○				
千葉県	6～10	3～22	1～3	50～90			○			
神奈川県	5.5～10	1～7.4		60～100			○			
茨城県	6～8	3～5	—	65～100			○			
埼玉県	4～30	1～11	1～3	45～120		○				
栃木県	8～12	1～9	1～2	70～100			○			
群馬県	3～11	2～6	1～3	80～100			○			
長野県	3～12	2～8		70～110			○			
山梨県	5.0～9.0	1.0～4.0	2.0～3.0	30～120			○			
新潟県	1～12	1～8	1～6	40～120			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
東京都	11月の状況は10月同様に厳しさを増し、H、M、Rの全グレードで本質的な改善はなく、人件費高騰が続き、コスト削減努力は元請けの値引き要求で相殺され、利益確保は困難となっている。建設需要は一部を除き鈍化し、多くのファブで年明け以降の受注不安が深刻化している。また、構造的な熟練技能者不足は是正されず、施工能力維持に重大な懸念が生じており、当面、コスト管理、生産性向上、そして若手・外国人材の確保と育成が急務となっている。
千葉県	人手不足を加味したグレード認定制度の見直しや設計図のグレード指定の緩和を要望書などで働きかけてほしい。鉄骨需要が大幅に減ってきているため価格競争が激化している。鋼材価格が安定しない。鉄骨超音波資格取得を年数回開催してほしい。
神奈川県	目を追う毎に足元の稼働率が低い同業者が多くなっている感じがする。見積もり件数は増えてはいますが、26年度以降が大半、1000t以下の物件が少なく、地方の同業他社に安い価格で持って行かれるケースが多いです。副資材や機械メーカーのメンテナンス費用等、大幅な値上げ要求もあり、赤字でも受注するという判断をする同業社も見受けられます。
茨城県	・仕事量は依然として、少ない状況が続いている。この状況を現政府による、責任ある積極財政をもって、経済対策を行っていただき経済を活性化し、設備投資を促す政策を期待したい。すぐには改善しないけれど、先が見えれば、耐えることもできると思うので、踏ん張っていきましょう。 ・見積はある程度あるが、決まりは非常に良くない。来年春ごろの建方の仕事が多くなかなか決まりません。 ・夏頃までは山積も低く全体的に低調ではありますが、秋以降の加工物件の引合が増えてきています。物流倉庫のような大型物件が多く、早めに山積を確保していきたいです。
埼玉県	11月14日は埼玉県民の日で、この日は県内公立の学校はお休みである。それに合わせて県庁敷地内で県庁オープンデーと銘打って、県内企業の出展と有名人を呼ぶなどしてイベントを開催している。当組合も毎年参加しており、鉄骨業界のアピールをし、その中で来場者には親子共々鉄に関する啓蒙や、将来の夢を記入してもらったアンケートを行っている。その将来の夢ではユーチューバーやケーキ屋さん、公務員など安定した職業で、7年前から始めたアンケートは当初から数年間は建築関係は全くいなかった。しかし、最近は大工や建築関係、建築士等の回答が出てきて、粘り強く持続したPRの必要性を感じている。
栃木県	・最近の見積り物件で、150t以下の小規模物件が極端に少ない。但し、300t超の物件も多く出ているので物量的には問題ないと思われる。 ・相変わらず、仕事が薄い、稼働率が良くないとの意見が多いが徐々に見積り案件も増えてきているとの声もある。
群馬県	2026秋までの手持物件は少なく、また計画案件であったりして不透明である。2026年秋以降2027年にかけての物件はそこそこあるようだ。
長野県	・先月と状況変わらず ・他の経営者の話は「バブルやリーマンの時とは違い、賃上げ上昇分を含めて原価管理をみんなが行っている為、値崩れていない」という声が増えてきている気がする ・来年も見通しは悪い・徐々に見積り案件は増えてきていると感じるが、近々に着工するというよりは、計画案件が多く盛り上がり欠ける ・なかなか先が見通せない厳しさである・地場の仕事が少ない・仕事が薄い・景気が良くないので加工費を上げにくい・人手不足 ・材料が安くなってきたが上がるか懸念しています・物件も少なく、2026年度も見極めがつかない
山梨県	現状では仕事量が少なくなっているため、会員間で融通することも難しく、来年度も仕事量が増加する見込みがない状況にある。鉄骨量が年間400万トン割れとなつてから、毎年毎年のように今年こそは底を打つのではないかとするも期待外れとなっている。今年度も370～390万トン程度になるのではないかと予想されており、今後の見通しも大変難しく底が見えない状況にあって、当県においても例に漏れず同様である。
新潟県	手持ち工事量が少なくなっている。 地場物件が少ないのでGC・商社の指値が厳しくなっている。副資材、消耗品の単価が値上がりしているため、収益が悪化しているとの回答が増えた。

＜ 関東支部 ＞ 状況報告書

2025年(令和7年) 12月分

(A)

提出日 令和8年 1月 7日

都道府県	①全構協推進事業の現状	②支部活動状況
	各県組合活動・行事等	関東支部活動・行事等
東京都	9日 DX工程研修会 13日 東構塾 15日 理事会、M部会 18日 三役会	11日 第4回関東支部会 16日 第4回運営委員会
千葉県	5日(金)南部支部会 19日(金)三役会、支部長会 工場審査4社	
神奈川県	4日 事業運営委員会、6日 青年部会研修会・忘年会、 12日 総務委員会・役員会 性能評価工場審査1件	
茨城県	6、7日 UT二次試験講習会 13日東関東非破壊検査研究会忘年研修会 23日茨城県建築関連団体交流会 23、24実習生企業監査、26日青年部役員会 その他工場審査2件	
埼玉県	3日(水) 総務委員会 4日(木) 技術委員会忘年会 5日(金) 共済委員会及び忘年会 10日(水) 組合理事会、第2回働き方改革セミナー 19日(金) 県西支部会 19日(金)～20日(土) 県東支部会忘年会旅行 21日(日)～22日(月) 県北支部会及び忘年会 25日(木) 県南支部会及び忘年会 12月中 性能評価サポート4社	
栃木県	・11/14 定例理事会 ・11/21 賛助会忘年会 ・11/28 栃木県建設雇用改善推進大会(産産連) ・11/29 青年部三県合同研修会	
群馬県	12/2中央支部会、サポート実施(4社)	
長野県	・4日…事前サポート ・7日…鉄筋施工図作成実技講習会 ・11日、16日、23日…工場審査 ・12日…鉄筋北信越5県政策委員会 ・19日…常任理事会	
山梨県	3日 工場審査サポート 6日 溶接JIS検定 10日 理事会 18日 教育技術委員会 18日 山梨県中小企業団体中央会役員会 19日 青年部会 19日 協会忘年会(会員・賛助会員) 24日 日本溶接協会東部地区連絡会 アーク溶接特別教育 6校	
新潟県	1.2日性能評価サポート4社 4日理事長会議 9.10.12.16.18.23日性能評価工場審査7社	

(B)

都道府県	①手持工事量(ヶ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
東京都	4～17	2～8	1～3	50～100		○				
千葉県	6～10	5～21	1～3	50～90			○			
神奈川県	7～9	1～6.5		35～100		○				
茨城県	6～8	3～5	2	70～95			○			
埼玉県	6～30	1～11	1～5	70～100		○				
栃木県	8～12	1～8	1～2	70～100			○			
群馬県	1～4	2～5	3～10	70～100			○			
長野県	3～19	3～7	3	70～110			○			
山梨県	4.0～12.0	1.0～3.0	2.0～3.0	30～120			○			
新潟県	1～12	1～8	1～6	20～120			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
東京都	11月からの厳しい流れが続いている。H・M・Rの全グレードで改善は見られず、人件費高騰が利益を圧迫する中、元請けの減額要求によりコスト削減努力も相殺される苦境が続いている。建設需要の鈍化から、多くのファブで年明け以降の受注不安が一段と深刻化しており、また、構造的な熟練技能者不足による施工能力維持への懸念も払拭されていない。当面は、徹底したコスト管理と生産性向上、そして若手や外国人材の確保・育成が、ファブ延いては鉄構業界の存続に関わる最優先課題となっている。
千葉県	鉄骨超音波検査技術者の取得機会を年数回増やしてほしい。人手不足を加味したグレード認定制度の見直し、設計図のグレード指定の緩和などを要望書等で働きかけてほしい。製作案件がかなり減少し価格競争が激化している。
神奈川県	市況の厳しさが一段と増している。県内では廃業のFABも、関東支部でもだけでも数社の廃業の話が聞きました。メーカーや商社からも厳しい状況聞いており、来年も厳しい状況は変わらないと言った話が多くなってきている。鋼材価格はジリジリと下がってはきているが、溶材は値上がりがりしています。鋼材に関しては売れないから下げるといった状況。
茨城県	全国的に2026年は厳しい状況が続くと言われておりますが、適正価格で受注できるよう務めて行きましょう。材料等は価格転嫁出来ても加工費が転嫁出来てなく、逆に食い込んでいく状況も見受けられます。客先に現在の状況を報告し、適正価格の維持を訴えて行きましょう。
埼玉県	県内工事の入札不調が続いている。工事の入札に参加する業者事態がいなかったり、さいたま市においては公共建築プロジェクトを巡り、3つの工事入札が立て続けに不調に終わり、市誕生以来の異例の事態が起こった。また、旅行者側の人手不足も深刻で、仕事をとりたくても取れない事情も相まって県内工事は増えていない。
栃木県	・複数物件受注できたが、各ゼネコンの対応が遅いせいで工期が重なってしまい、外注頼みになってしまう等、ゼネコンの質の低下の話が多く聞かれる。 ・相変わらず、仕事が薄いとの意見が多い。 ・人手不足、従業員の高齢化等で工程管理が難しい。
群馬県	物件は遅延が多く、見積はあるが概算見積が多い。また、加工単価が下落し、収支が悪化している。昨年12月に発生した日鉄室蘭の工場災害により、ボルト類などの線材供給に影響が出そうである。
長野県	・現状は変化なし。来年度の物件が決まりつつあるが、不確定な状況の為に安心できない ・現状、内部留保を食い潰しているが、みんな何年くらい内部留保を確保されているか？ ・来年度も上期は無い。下期も不透明。ここにきて、延期する物件も増えてきた ・今年末から来年にかけて悲観的な声が多く心配である ・見通し悪い ・仕事が薄い。加工費が下がってきている ・当業界は非常に悪いと思われる。リーマンの時以上に悪い。機械、製缶も動きが悪い。工場内片付けをしている次第である。 ・良くなる要素が見えてこない。
山梨県	前月同様に仕事量は全体的に少なく、今後の見通しは明るくなく厳しい状況が続いている。
新潟県	手持ち工事量が少なくなっている。 地場物件が少ないのでGC・商社の指値が厳しくなっている。 副資材、消耗品の単価が値上がりしているため、収益が悪化しているとの回答が増えた。

＜北陸支部＞ 状況報告書

2025年（令和7年）11月分

提出日 令和8年1月8日

(A)

	① 全構協推進事業の現状	② 支部活動状況
都道府県		
富山県	17日(月) 中小企業団体中央会・改正下請法セミナー 19日(水) 中小企業団体中央会・富山県大会 26日(水) 商工会議所・年末調整実務セミナー(Web)	4日(火) 全構協 運営委員会(東京) 18日(火) 全構協 理事会(青森八戸)
石川県	11日(火) 第5回青年部役員会 13日(木) 全青会北陸ブロック役員会 20日(木) 技術・品質サポート制度(金沢) 28日(金) 技術・品質サポート制度(能登)	
福井県	3日(月) 県青年中央会行事「未来のお仕事フェスタ」出展 6日(木) 福井県建築業団体連合会役員会(県土木との意見交換会) 11日(水) 県鉄工業協同組合連合会 福井県鉄工まつり 13日(木) 総務委員会 13日(木) 全青会北陸ブロック役員会(金沢) 19日(水) 技術委員会	

(B)

都道府県	① 手持工事量(ヶ月)			② 稼働率(%)	③ 見積物件の傾向			④ 工場加工費(千円)		
	H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
富山県	6～8	2～4	1～2	60～90			○			
石川県	6～10	3～5	1～3	70～100			○			
福井県	6～10	2～4	1～2	60～100			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
富山県	鉄骨需要量は今年度も400万トンを下回るとの予想が多くあり、仕事の確保に奔走するファブが見受けられる。一方で鋼材メーカーはコスト高を理由に値上げを打ち出して来ている。当然鋼材特約店も値上げに追従してくると思われる。当業界も同様にコストアップしているので仕事確保のための安値受注は避けなくてはならない。
石川県	グレードによって山積みには差はあるものの、年内は手が空く状況にはならないと思われる。一方で、全国的に鉄骨需要が落ち込む中、地方ではその影響が大きく、石川県内においても需要や収益の面で厳しさが見られる。来年以降の仕事について不安を感じているファブもある。さらに、建築資材価格の高騰による工期の変更や図面承認の遅れによる工程圧迫が課題となっており、残業や外注対応の増加に繋がっている。厳しい環境の時ではあるが組合員同士、力を合わせて乗り越えていかなければならない。
福井県	特に下位グレードでの受注量山積み共に低迷が激しく、厳しい状況が続いている。諸資材がコストアップしているので仕事確保のための安値受注は避けなくてはならない。今後とも組合員同士の情報交換・相互協力が一層必要になっている。

＜北陸支部＞ 状況報告書

2025年（令和7年）12月分

(A)

提出日 令和8年1月8日

① 全構協推進事業の現状		② 支部活動状況
都道府県		
富山県	3日(水) 中小企業団体中央会・インボイス制度講習会 6日(土) 青年部会・シーケー金属工場見学会 ・資格認定講習会 9日(火)・12日(金)・17日(水) 工場審査(Rグレード・3社) 10日(水)・16日(火) 工場審査(Hグレード・2社) 25日(木) 工場審査(Mグレード・1社) 26日(金) 青年部会・会員交流会	8日(月)全構協 運営委員会(東京) 23日(火)全構協・第10回技術委員会(東京)
石川県	2日(火) 技術・品質サポート制度(能登) 16日(火) 臨時理事会、理事・監事忘年会 24日(水) 技術・品質サポート制度(能登)	
福井県	12日(金) 定例三役会・役員会 18日(木) 認定部会定例役員会・例会(忘年会) 19日(金) 青年部会例会(忘年会)	

(B)

都道府県	①手持工事量(ヶ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
富山県	6～8	2～4	1～2	50～90			○			
石川県	6～10	3～5	1～2	70～100			○			
福井県	6～10	2～4	1～2	60～100			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
富山県	仕事量の少ない期間が長引いているなか、地場物件に他区のファブが受注するケースが増えている。又、大型物件の端境期も続いており、工場稼働率が50%を切る大手ファブが見受けられる。来年度後半から大型物件は出ると予想されているが、本当に動くかどうかはわからない。仕事が出るまで我慢の状態が続きそうである。
石川県	全体的に夏から秋にかけて仕事が薄い状態が続き、ここに来て見積もり件数がさらに減少している状況。見積もり件数が大幅に減少しているため受注競争の激化が心配される。今のところ、鉄骨価格は横ばいながら値崩れが懸念される。今後も受注環境は停滞が続くと思われるため、先行きの不透明感に不安の声が多い。さらに図面承認の遅れにより製作工程が圧迫し、残業や外注が増え収益も悪化しているとの声もある。
福井県	山積み・稼働率とも先月と大きな変動はない。受発注量の低迷に不安の声が大きい。諸資材がコストアップしているので仕事確保のための安値受注は避けなくてはならない。

＜ 中部支部 ＞ 状 況 報 告 書

2025年(令和7年) 11月分

提出日 2025年(令和7年) 11月28日

(A)

①全構協推進事業の現状			②支部活動状況		
都道府県	各県組合活動・行事等		中部支部活動・行事等		
岐阜県	11日(火) 27日(木) 28日(金) 29日(土)	溶接講習会 要望活動 岐阜県官公需フォーラム 理事会 溶接講習会	4日(火) 14日(金) 15日(土) 18日(火) 28日(金)	全構協:運営委員会 出席 中部支部会・商社との懇談会 中部支部会 親睦ゴルフコンペ 全構協:理事会 出席 講習会講師 打ち合わせ	
静岡県	12日(水) 19日(水) 26日(水)	三重県との意見交換会、交流会 三役会 行政との意見交換会、委員会、役員会			
愛知県	1日(土) 7日(金) 13日(木) 17日(月) 18日(火) 18日(火) 27日(木)	エンドタブ講習会 出席 鉄骨技術に関わる成果報告会 出席 労働保険事務組合連合会 理事会 出席 創立50周年実行委員会 H部会 青年部会 愛知県建築士事務所協会 理事会 出席			
三重県	12日(水) 17日(月) 26日(水)	静岡県鐵構工業協同組合との意見交換会 技術委員会 第5回理事会 賛助会員との交流会 性能評価サポート 6件			

(B)

都道府県	①手持工事量(ヶ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	H	M	R+J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
岐阜県	3 ~ 13	2.5 ~ 5	1 ~ 7	50 ~ 120		○	○			
静岡県	7 ~ 9	1 ~ 5	1 ~ 3	75 ~ 165			○			
愛知県	8 ~ 12	2 ~ 5	1 ~ 4	20 ~ 120			○			
三重県	8 ~ 11	3 ~ 5	1 ~ 2	90 ~ 115			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・見積が不透明だったが、少しずつ具体的になってきた。 ・仕事他に流れてしまう事が起こってきたため、かなり先の物件をやっている。 ・決まりかけた仕事(80トン/事務所)九州の業者に取られた。 ・今年の仕事はあるが、来年がない。 ・来年の終わり辺りから出てくる模様。 ・先行き不透明。 ・今の所仕事は確保出来ているが、来年に向けて不安な状況。 ・11月中は非常に忙しい状態ですが、12月くらいから各社落ち着いてくる印象です。
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・来年の前期まではどうにか受注できたが、後期に関してはいまだ見積りも来ていない状況。 ・適正価格を維持すること。 ・春先以降の仕事が見えてこない状況。 ・仕事量がリーマン以来の低水準となっており、今後の見通しがあまりにも不透明で不安要素しかない。 ・例年になく、夏過ぎ～年末(12月)までの仕事量がなく、細切れ状態、また、見積物件も決まりが悪く、ネゴ金額も想定外に安値が出回っていて受注できない状況が続いている。来春の仕事もまばらで先々の仕事の見込みが立ちにくい状況。 ・年内は仕事はあるが、来年1月から2月の仕事が薄い。3月以降は仕事がありそう。 ・年明け建て方工事だったものが、3月にずれ、11月下旬～12月末の手持ち物件がない状況。物件数自体も少ないが、延期も目立つ。
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・来年は仕事が薄いとあちこちから聞こえてくるので価格が下がるのが心配です。 ・変わらず悪いです。2027年も変わらないとの声も聞こえてきてます。 ・2027年の某大手自動車メーカーの建設工事が1年以上も延期されてしまいました。どの工事でもなにかと延びぎみなのでしばらくこのような状況があたりまえのように続く気配です。 ・来年3月までは受注出ています。また他物件のオファーもあり、自社及び外注を検討中です。 ・見積り依頼も来年の物件も多くなってきました。来年3月～7月の物件見積り、日程調整している状況です。 ・現場仕事は安定的にある。 ・28年は忙しいと予想されるので、26年27年の案件はスライドせずに着工して欲しい。 ・見積りが増えてきたので期待したい。 <p>【要望事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶接協会の溶接技能者等の登録システムである「e-weld」について非常に使い勝手が悪いので全構協より溶接協会へ要望を出して頂きたい。県外のファブを退職した溶接技能者を採用した場合、各県の溶接協会間での連携が取れておらず資格証の会社名を変更するのにアカウントを複数作成する必要があるため多くの時間を要しているのが現状です。溶接技能者の資格は性能評価にも大きく関係してくるので「e-weld」システムの根本的な見直しと改善を求めます。
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・依然足元の仕事量は少ない。見積があっても概算見積が多く、実行見積でない案件が多い。 ・材料価格は落ち着き、下降傾向にあるが、受注単価はそれ以上に下落している。 ・中小規模のファブは現場仕事はそれなりにあるが、製作物件は相変わらず少ない。 ・来年以降の見込についても不透明感が強い。 ・県内の地域間格差が見られる。

＜ 中部支部 ＞ 状 況 報 告 書

2025年(令和7年) 12月分

(A) 提出日 2025年(令和7年) 12月 26日

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
都道府県	各県組合活動・行事等	中部支部活動・行事等
岐阜県	工場審査 5社	1 日 (月) 中部支部会 WEB報告会 8 日 (金) 全構協;運営委員会 出席 18 日 (木) 青年部中部BC JSCA意見交換会
静岡県	1 日 (月) LINE県下一斉情報伝達訓練(防災) 17 日 (水) 県・市町建築職員工場見学会 24 日 (水) 三役会	
愛知県	1 日 (月) 女性部会 3 日 (水) 東三河支部会 7 日 (日) 青年部 家族例会 10 日 (水) 西三河支部 12 日 (金) 名古屋北支部会 16 日 (火) 青年部会 18 日 (木) 執行会議 性能評価工場審査 1件	
三重県	5 日 (金) 三重大学生ファブ工場見学(㈱INATETSU) 16 日 (火) JSCA三重部会・三重県との交流会 18 日 (木) 経営者向けセミナー (事例で考える事業継承とM&A:名南M&A) サポート 10件	

(B)

都道府県	①手持工事量(ヶ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
岐阜県	3 ~ 12	2 ~ 6	1 ~ 10	70 ~ 120		○	○			
静岡県	6 ~ 9	1 ~ 7	1 ~ 4	70 ~ 100			○			
愛知県	7 ~ 12	3 ~ 6	1 ~ 3	20 ~ 120			○			
三重県	7 ~ 11	2 ~ 5	1 ~ 2.5	92 ~ 117			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事量の数が少なく先行き不透明。 ・近辺では仕事が無いため、県外各地から山積みをしている。(H) ・来年の仕事の話が聞こえてこない。来年末あたり出てくるという噂があるくらい。(H) ・図面の質が低い。意匠と構造との食い違いで苦慮している。(M) ・建築以外の業界でも同様に、暇な状態。(R) ・来年も厳しい状況。 ・見積り減少傾向。
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の見積もりも出始めてきたが、新築関係は少なく改修等の工事が多いように思う。 ・引合い物件が多すぎて受注しきれないと思っていたが、同業他社が多数応援してくれ全て受注しきれている。ただし、難易度の高い物件が多く単価は非常に良いが加工が大変であり、先々も同様な状態と思われる。 ・適正価格の維持。 ・山積みが高い状況が続くので、工場内の営繕計画など立てていきたい。 ・少しずつ来年の仕事が見えてきたが、厳しい状況は変わらない。 ・設計事務所とのやり取りで、予定より1か月ほど延びてしまい、工事で作業に穴が開いて困惑している。代替りの物件も手当てできず開店休業状態であった。スムーズな打ち合わせやもの決め工程の厳格さが必要と感じた1か月であった。 ・仕事はあることはあるが、ボリュームが小さく仕事量が薄い。来年も仕事の見通しが良くない。
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・来年5月くらいまでの受注・生産予定は80%程度は出来ている感じですが。 ・受注予定は出来ていますが、図面承認・工期変更等がなく予定通りになるかは少し不安があります。 ・見積り依頼は来年9・10月の物件も出てきました。 ・設備投資を縮小する企業があると聞いた。仕事が薄くなるのでは。 ・このところ愛知県(名古屋市)周辺の建設業界では悪い話ばかりになっていますが、DX・GXを含めてリスクリングが必要。 ・先月に続き今月も名鉄ビル建替工事の見通し発表がありましたが続々と予定工事が減っていきます。この先このような状況は他でも連鎖されると考えられます。 ・現場工事は年度内忙しい状況。4月以降はまだ未定ではあるが長いスパンの仕事が続く。 ・26年27年もなかなか厳しい状況で、現状計画あるものは延期せず動いてほしい。
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・Hグレード先の大型案件で、来年下半年以降の案件の延期・凍結するケースが複数発生している。この状況がいつまで続くか不明。 ・地域にもよるが300～500tクラスの物件の価格競争が特に激しく、加工費も厳しい状況。 ・製作物件の案件が少ない割に、現場仕事は忙しく、人手の確保に苦慮。 ・見積案件については相変わらず「概算見積」の依頼が多く、実効性に疑問。 ・総じて2027年上半期の見通しは良くなく、下半期以降の回復の兆しも見えない。

＜ 全構協近畿支部 ＞ 状 況 報 告 書

2025年(令和 7年 11月分)

(A)

提出日 令和 7年12月11日

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
都道府県	各県組合活動・行事等	近畿支部活動・行事等
滋賀県	・11/5 DX・GX推進セミナー参加 ・11/12理事会・認定工場部会・賛助会員PR活動 ・11/17, 20, 25, 27 サポート4社実地	
京都府	11/6工場サポート11/19工場サポート11/21青年部役員会	
大阪府	・11/5第三回技術委員会・11/19青年部役員会 ・11/19市内支部会・11/27R会勉強会・11/27北支部会	
兵庫県	・11/7「鉄骨技術に関わる～」成果報告会(東京)参加 5名 ・11/14～15 令和7年特別行事(有馬)講演『特定技能外国人労働者の受け入れ』64名参加	
奈良県	11/6 第4回教育・認定事業委員会 11/18 建築士事務所協会様との合同勉強会・懇親会 11/25 第8回三役会	
和歌山県	・11/6香川県鋼構造協同組合と交流会 (竹島鉄工建設(株)工場見学) ・11/21創立50周年記念旅行・移動近代化委員会(ホテル浦島)	

(B)

都道府県	①手持ち工事量(カ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
滋賀県	5 ~ 12	2 ~ 6	1 ~ 3	60 ~ 100			○			
京都府	5 ~ 12	3 ~ 5	1 ~ 3	70 ~ 100		○				
大阪府	6 ~ 12	2 ~ 5	1 ~ 3	50 ~ 100			○			
兵庫県	4 ~ 10	2 ~ 4	1 ~ 3	30 ~ 100			○			
奈良県	~	2 ~ 5	1 ~ 3	60 ~ 100			○			
和歌山県	6 ~ 12	1 ~ 5	0 ~ 2	40 ~ 100			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
滋賀県	本来であれば秋需の本格化で盛り上がるはずが、季節的な需要もほとんどなく来年にかけてしばらく県内鉄骨需要全体が伸び悩んでおり、厳しい状況が続くそう。依然として規模を問わず、需要の低迷が続いており建築需要もさえないことから、各ファブ共仕事量は低調であり、受注競争も激化している。中小物件を手掛けるファブは山積みや稼働率の確保に苦戦しており、建方以外の設備改修・付帯工事や現場作業などを受注している。見積もりはやや増えてきたが、需要の先行きには不透明感があり、年内は大幅な回復は見込めそうにない。
京都府	先行き不透明感。建築工事全体で物価上昇に追従していない感あり。人件費高騰など。相変わらず新規の見積案件が少ない。少し動きが出てきたように思いますが決定には至らないので、引き続き、注意深く様子を見る必要があります。工期がずれ込んでいて、来年少しでも動きが出てきてほしい。単価は安い。
大阪府	足元の市況は、依然としてたいへん厳しい状況が続いている。物件量が少ない中、とても手が出せないような値が蔓延る状況。需要の偏り傾向が見られ、仕事が過密なところと、そうでないところが両極端である。2026年後半から2027年は繁忙期を迎えるのではとの事であるが、それも不透明でかつ、それまでの体力が試される。
兵庫県	万博が終わり少しずつ動きは出てきているが、規模や地域によって仕事がある企業と無い企業に分かれており、満遍なく仕事が行き渡っているとはいえない。引き合いも良い条件では出せず、とりあえず仕事に穴があかない程度に受注を行っている状況である。そのためあまり先の見通しを立てられず、難しい舵取りが続いている。
奈良県	少しずつ、仕事量が増えている感じがします。年末～年明けに関しては忙しいものの、来年春からの案件が少ないように見受けられます。見積もり案件が出て来たり、出なくなったりと偏っている状況です。物件の数が少なく、他社の応援なども含めて、稼働しています。鉄骨単価の下落が心配です。
和歌山県	県内の鉄骨需要は上向くことがないまま、年末に突入する模様。来年の案件も少しはありそうだが、供給側を満たせるような量ではない。県外案件を加工する上位ファブは商社案件を中心に仕事量は確保しているようだが、受注金額が安値となっている。県内組合員企業全般にとって厳しい時期がまだまだ続きそうです。

＜ 全構協近畿支部 ＞ 状 況 報 告 書

2025年(令和 7年 12月分)

(A)

提出日 令和 8年 1月 7日

	①全構協推進事業の現状	②支部活動状況
都道府県	各県組合活動・行事等	近畿支部活動・行事等
滋賀県	・12/4全構協品質管理責任者講習会 ・12/5・6近畿支部会及び商社意見交換会・鉄構交流会 ・12/10認定工場部会 ・12/19・23工場審査3社	12/5 第3回近畿支部会 商社意見交換会 12/6 鉄構交流会ゴルフコンペ
京都府	12/9 工場審査 12/10青年部忘年会 12/11四役会 12/16工場審査12/17工場審査	
大阪府	12/3東支部会・12/11第4回定例理事会・12/16南支部会	
兵庫県	・12/11 第3回運営委員会 ・12/19 第3回教育技術委員会 ・12/22 兵庫県まちづくり部 陳情(建産連) ・12/2、12/23 サポート 2回 ・12/16 工場審査 1回	
奈良県	12/8、三役会・第5回理事会・合同忘年会 12/9、認定サポート 12/17、合同勉強会打合せ 12/25、工場認定1社	
和歌山県	・12/19和歌山大学大各院生工場見学(北村鉄工(株)工場) ・12/24性能評価に係る勉強会(1社)	

(B)

都道府県	①手持ち工事量(カ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	H	M	R・J		稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)
滋賀県	3 ~ 12	3 ~ 4	1 ~ 3	50 ~ 100			○			
京都府	5 ~ 12	1 ~ 4	1 ~ 2	60 ~ 100			○			
大阪府	6 ~ 12	2 ~ 6	1 ~ 3	50 ~ 100			○			
兵庫県	4 ~ 10	2 ~ 4	1 ~ 3	30 ~ 100			○			
奈良県	~	2 ~ 5	1 ~ 3	40 ~ 100			○			
和歌山県	6 ~ 12	1 ~ 5	0 ~ 2	40 ~ 100			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
滋賀県	2025年の県内ファブ業界は地場物件が少なく、鉄骨需要の低迷が継続して厳しい1年となった。人件費や運送費など諸コストの上昇・人材不足などを要因とした建築工事計画案件の工期順延・計画の見直し等が以前継続しており、新規の計画案件の規模縮小・中止物件も相次いだ。これだけ需要低迷が長期化すると、金物や上位グレードの製作協力等の分け合う仕事も少なくなり、益々厳しさを増してきた。来年前半は今の傾向が継続、後半からの伸びに期待して『今が底』とする見方が多い。
京都府	12月となり急ぎの仕事が増えたが、残業や休日出勤分の人件費が高んだ。年明けの仕事はあるが、春先以降未定の為、不安。見積案件少なく、見通しが立たない状況。量的増加は見込めないため、現在数量で経営が成り立つ体制としていかなければです。
大阪府	物件数の減少、採算に見合わない受注単価、資材、エネルギー、人件費などのコスト上昇など、2025年は近年まれにみる厳しい1年であった。2026年の展望はと言うと、前半はまだ十分な需要は見込めないものの、稼働率を少し低い設定とし、仲間うちで協力し合いながらも低空飛行で後半に繋いで行きたい。本格的な需要回復に期待を持って、品質や人員の体制維持に努めたい。
兵庫県	鉄骨需要量も3年連続で減少となり、仕事が少ない状況が続いている。建築計画があっても延期や中止のためになかなか仕事に結びつかず、受注したところで図面の遅れのために計画的な操業が難しい。ある程度予測はしていたが、厳しい1年となった。年が明けても当分この状況が続くとみられる。
奈良県	少しづつ、仕事量が増えて来ているようにも思えます。材料の値段が上がることによって、仕事量が減らないかを心配しています。変わらず安値での受注が続いています。来年春以降の物件が不安でもあり、楽しみにしている面もあります。
和歌山県	県内需要は全く盛り上がることなく年末を迎えた。少ない公共案件においても木造採用が多くなっている傾向がみられる。民間需要も乏しい。この傾向はいましばらく続くと思われる。県外案件を加工する上位ファブでは、来年中盤以降までの仕事量をほぼ確保しており秋以降の引き合いも出ている模様。ただし、非常に単価が厳しく利益確保に結びつかは不透。県内組合員企業全般にとって厳しい時期がまだまだ続きそうです。

＜ 中国支部 ＞ 状 況 報 告 書

2025年(令和7年)11月分

(A)		提出日 2026年(令和8年)1月8日	
①全構協推進事業の現状			②支部活動状況
都道府県	各県組合活動・行事等		中国支部活動・行事等
鳥取県	3日(月) 第37回秋の合同懇親ゴルフコンペ 5日(水) 鳥取県中小企業団体中央会 創立70周年記念式典 7日(金) 東部支部例会 17日(月) 工場審査サポート1社		4日 全構協:第5回運営委員会 10日 性能評価勉強会(広島市) 18日 全構協:第6回理事会(青森・八戸市)
島根県	28日(金) 工場審査サポート1社(出雲市) 29日(土) 中国地区溶接技術検定委員会 全体委員会(岩国市)		
岡山県			
広島県	7日(金) 全青会理事会 14、21日 フィットテスト 19日(水) 工場審査、青年部幹事会 28日(金) 品質管理責任者講習会 29日(土) JSCAとの交流会(青年部)		
山口県	6日(木) 第3回青年部役員会		

(B)										
①手持工事量(ヶ月)	②稼働率(%)	③見積物件の傾向	④工場加工費(千円)							
都道府県	H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
鳥取県	4 ~ 14	2 ~ 6	1 ~ 3	70 ~ 110			○			
島根県	8 ~ 9	3 ~ 6	1 ~ 2	50 ~ 100			○			
岡山県	6 ~ 14	2 ~ 10	3 ~ 9	20 ~ 100			○			
広島県	5 ~ 16	2 ~ 8	2 ~ 6	60 ~ 140			○			
山口県	1 ~ 3	0 ~ 4	0 ~ 3	30 ~ 100		○				

(C)	
都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
鳥取県	2025年も残りひと月となりました。県内各社の見積依頼物件は減って少なくなってきた中で、依然見積した物件の受発注に期待するも見通しが立たない状況など、受注物件の情報収集に気を付けながら、各社とも情報共有のもと稼働率の維持に専念していることから、年末から年明け2月頃までの手持ち工事量は確保しているようです。また鋼材価格について年末に向けて値上げへの動向を注視しながら価格交渉する必要が高まって来ている。
島根県	Hグレードでは、県外案件については1年先くらいまでの問い合わせがあるが、県内案件については見当たらない。Mグレードでは、仕事のある時、ない時が極端な状況で、困惑しており先行きも不透明である。Rグレード以下については、年内は、現場作業ほかで埋まってはいるが、年明け以降は決まった物件もなく不透明な状況である。
岡山県	年末に向けて例年であれば繁忙な時期となっているはずであるが、県内を顧客とするMグレード以下は仕事量を確保できていない状況が続いている。都心を顧客とするHグレードについても厳しい状況である。幸い現状岡山県内に於いては工場稼働率の低下を異業種で埋めたりしながら対応出来ているが、今後同様の状況が続けば厳しくなっていく可能性がある。稼働率が下がっても大丈夫な価格設定等業界がすべき事は山積であると感ずる。
広島県	令和8年度は中小規模案件の需要が今年度より減少し、大型案件(1万トン以上)は数件あるものの特定の工場に偏る見通し。現状は工程遅延が重なり一時的に忙しい工場もあるが、全体の仕事量は少なめ。見積依頼・工事決定ともに少なく、来年前期は低稼働の予想。2027年の計画もあるが、物件数・単価ともに厳しい状況。軽量鉄骨・プラント工事・製缶・造船案件で業務量を維持している工場もある。
山口県	・Hグレード…先月末から建方の物件が順調に進み、稼働率はまずまずだった。見積は先月より若干増えたが、まだまだ少ない状況。依然として来年後半の物件情報が少なく、受注困難な状況が続いている。 ・M・Rグレード…現状は忙しいものの小型物件や現場建方、鍛冶工事が中心で工場製作が少ない。「年末に向けて物件の数が少なくなってきた」や「小型物件で製作がすぐ終わるため他社応援も含めて稼働率を確保している」との声がある。また、人手不足の問題や図面が決まらず前に進まない状態で稼働率が30~40%と話すファブもある。消耗品等の値上げが進む中、春以降の仕事が不透明で今後の仕事量に不安を感じている。

＜ 中国支部 ＞ 状 況 報 告 書

2025年(令和7年)12月分

(A) 提出日 2026年(令和8年)1月8日

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
都道府県	各県組合活動・行事等	中国支部活動・行事等
鳥取県	2日(火) 工場審査サポート1社 9日(火) 工場審査1社 11日(木) 東部支部例会 16日(火) 工場審査1社 19日(金) 工場審査1社 22日(月) 理事役員会、青年部会例会、合同懇親会 24・25日 年末安全パトロール	3・4日 人づくり研修(岡山市) 5日 第4回中国支部会 生命共済・損害保険説明会 共済推進会議(岡山市) 8日 全構協:第6回運営委員会 23日 全構協:第10回技術委員会
島根県	10日 工場審査サポート1社(益田市) 23日 性能評価工場審査1社(出雲市) 24日 性能評価工場審査1社(益田市)	
岡山県	11日(木) 理事会(岡山市) 17日(水) 東支部会(岡山市)	
広島県	12日(金) 第6回三役会・第5回理事会 18、19日 工場サポート 19日(金) 青年部会第5回幹事会 23、24日 工場サポート	
山口県	4日(木) (中央会)組合事務局代表者会議 5日(金) (青年部会)忘年会 9日(火) 三役会議 16日(火) 第5回理事会・懇親会 18日(木) 工場審査サポート1社	

(B)

都道府県	①手持工事量(ヶ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
鳥取県	3 ~ 13	1 ~ 5	1 ~ 2	70 ~ 110			○			
島根県	7 ~ 8	3 ~ 6	1 ~ 2	50 ~ 100			○			
岡山県	7 ~ 14	2.5 ~ 10	3 ~ 9	70 ~ 100			○			
広島県	8 ~ 17	2 ~ 8	1 ~ 7	40 ~ 100			○			
山口県	1 ~ 3	0 ~ 3	0 ~ 2	50 ~ 100		○				

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
鳥取県	2025年末、見積依頼物件数は少ない状況が続いている。県内外各社ファブ同士の加工協力体制と手持ち案件の物件を、格差はあるものの調整維持し合いながら直近の工場稼働率を、年度末に向けて生産工程に取り組んでいる。先行きの景気動向は厳しい状況が続く中で、各社とも価格交渉にも厳しい物件(原価割れになるかもしれない)に対して、今後も注視していく必要が続きそうだ。
島根県	Hグレードでは、県外の大型案件については動き出しているが、工期の変更や工事価格の下落が予想され、先行きについては不透明感が強い状況である。Mグレードでは、新年後半の見積が多い状況で、具体的な案件も出てはいるが、実際にその時期にならないと分からない不透明感はある。Rグレード以下については、直近の仕事は少なく年明け以降についても県内物件はなく県外物件に頼る状況である。
岡山県	年末となり、社会的には慌ただしい雰囲気であるが、業界内部はのんびりしている様に感じる。仕事量は残念ながら低調であり今後改善される事を期待するところである。只、幸い岡山県内では関西圏の様な激しい価格競争は発生しておらず、会社の浮沈をかけた状況でないのが有難いところである。一概に商社を批判するのは如何かと思うが、礼節を欠く刹那な商社を淘汰する方策を全構協として考える時にあるのかもしれない。
広島県	2026年度は回復期待はあるが、上期は需要低迷・単価下落が続く。大型案件が中心で、300~500tの中規模案件が不足しており、当分は我慢の局面。 見積はあるが金額折り合いがつきにくく、採算が厳しい案件が増加。 フル稼働の企業もある一方、来年上期の仕事確保に不安を抱える企業もある。 物件の大型化が進んでおり、設備投資の必要性が課題として挙げられる。
山口県	現状はあまり忙しくないとの声が多く他社応援や現場仕事が増えており、残業や休日出勤はほぼ無い。決まらなかった工事の図面が決まり工場が動き出したと話すファブもある。見積は春先の物件が多く来年1~2月の物件が少ない。今後の不透明感は否めないものの見積はしているため受注につながってほしい。

＜ 四国支部 ＞ 状 況 報 告 書

2025年(令和7年)11月分

(A)

提出日 令和7年12月15日

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
都道府県	各県組合活動・行事等	四国支部活動・行事等
徳島県	11日(火)情報交換会 12日(水)西部支部会 21日(金)南部支部会 27日(木)北部支部会、性能評価サポート(1工場) 28日(金)徳島支部会 4日(火)～20日(木)6日間 非破壊検査技術者(実技・講習)	②支部活動状況
香川県	17日(月)総務共済・技術委員会 17日(月)西讃支部会 20日(木)中讃支部会 26日(水)工場審査サポート 27日(木)工場審査サポート	
愛媛県	21日(金)理事会、組合・協賛店合同研修会、懇親会 29日(土)青年部例会	
高知県	25日(火)理事会	

(B)

都道府県	①受注物件件数(カ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
徳島県	4 ~ 6	1 ~ 2	1.5 ~ 3	80 ~ 100			○			
香川県	~	3 ~ 6	~	90 ~ 110			○			
愛媛県	3 ~ 8	3 ~ 6	3 ~ 10	80 ~ 100			○			
高知県	4 ~	2 ~ 5	1 ~ 3	~			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
徳島県	一部に忙しいところがあっても、今年の加工量は365万トンを下回るのでは、との見方もあり、相変わらず単価が厳しい。引き合いが少なく、来年も仕事が少なそうで、今後は小さな追加工事も請求していこうという会社もある。年末にかけて事故なく安全に心がけたい。
香川県	県内の設計・ゼネコン見積りとも少ない状況が続いているが、自社物件と県外加工協力で全体的には、一定程度の工場稼働率は確保している。 しかし、確認申請などの遅れもあり調整が難しくなっている。
愛媛県	県内中小物件が中心のR・Mグレードの工場では年度末～5月頃までの山積みを抱えるところが大半、工場によれば来年9月頃まで抱えるところもある。一方、東予地区のプラント向け設備架台、造船関連鉄骨加工を請け負うFABでは、それらの仕事がひと段落した後の仕事量が薄くなっている。特定の地場コンとの付き合いが薄いため設備架台等の受注を請負うという面もあり、難しいところがある。Hグレードでも平均すると半年分の山積みはあるが、以前の1年分以上の山積みがあった頃とは隔世の感あり。
高知県	先月と同じ状況で全体的に見積物件数は少ない状況が続いているが月後半には若干増加傾向である、稼働率は組合員間格差はあるがある程度は保たれている。

＜ 四国支部 ＞ 状 況 報 告 書

2025年(令和7年)12月分

提出日 令和8年1月7日

(A)

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
都道府県	各県組合活動・行事等	四国支部活動・行事等
徳島県	2日(火) 性能評価サポート 8日(月) 情報交換会 9日(火) 工場審査 10日(水) 工場審査 16日(火) 理事会・忘年会 1日(月)～2日(火)、17日(水) 非破壊検査技術者講習会(UT2)	
香川県	1日(月) 工場審査サポート 2日(火) 工場審査サポート 5日(金) 高松支部会 22日(月) 塗料打合せ(大日本塗料・ダイニッカ) 25日(木) 性能評価新規グレード取得推進	
愛媛県		
高知県	3日(水) 忘年会、ゴルフコンペ 19日(金) 理事会	

(B)

都道府県	①受注物件件数(ヵ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
徳島県	4 ~ 6	1 ~ 2	1 ~ 2	80 ~ 120			○			
香川県	~	3 ~ 7	~	90 ~ 110			○			
愛媛県	2 ~ 7	2 ~ 5	2 ~ 9	80 ~ 100			○			
高知県	4 ~	2 ~ 5	1 ~ 3	80 ~ 100			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
徳島県	<p>昨年は働き方改革の結果、自社加工生産量が少なかった会社があった。金物、雑工事の間に鉄骨がある会社もあり、仕事そのものを見直す必要があるのか、との考えもある。他県では仕事が出そうではあるが、県内の見積りは少なく、加工単価の確保が厳しい年明けである。</p>
香川県	<p>県内物件は依然として少ない状態にあるが、商社・県外物件の協力FABは仕事量を確保している。全体的には、工場稼働率も高い水準で推移しているが組合員の格差は大きくなっており、今後は横の繋がりを密に連携していく事が重要と思われる。</p>
愛媛県	<p>先月の報告通り、Hグレードの受注残は工場加工能力からすると少なく、R・Mでは受注残は数か月はあり安定しているかのようだが、山積みがあるのなら今月、来月の工場稼働率も上がるどころだが、稼働率は残業ほぼ無しの80~100%操業のFABが大半である。受注残があるといっても中小物件の為トン数も少なく、利益率は置いて、売り上げ的には低調かと。</p>
高知県	<p>先月と同じ状況で全体的に見積物件数は少ない状況が続いているが若干増加傾向である、稼働率は組合員間格差はあるがある程度は保たれている。</p>

＜九州支部＞ 状況報告書

2025年度(令和7年度) 11月分

(A)

提出日 令和 7年 12月 4日

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
都道府県	各県組合活動・行事等	九州支部活動・行事等
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・11/7 技術委員会(WEB) ・11/14.17.26 品質向上パトロール(Mグレード4工場) ・11/19 理事会、例会、賛助会員を交えた忘年懇親会 	<ul style="list-style-type: none"> ・11/3～6 全構協九州支部H部会 海外研修会(ベトナム) ・11/10 全構協九州支部 第8回支部事務局Web会議 ・11/12～13 全構協九州支部 「人づくり研修」(福岡市)
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> 11/5 中央会 情報連絡会議出席 11/20 定例理事会 11/21 インボイスセミナー受講 11/29 構友会ゴルフコンペ 	
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> 11/6 建築鉄骨研究会「めっき工場見学会」参加、11/7 建設専門業種団体協議会 総会・研修会 出席、11/7 総務・経営対策委員会、11/21 理事会・例会・賛助会員PR・懇親会(溶接技術競技会工業会表彰式)、11/25 工場サポート 	
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> 11/4、5、6、11、13、18、21、26 技術安全パトロール 11/7、19 認定サポート部会 11/20 理事会・定例会・合同勉強会 	
大分県	<ul style="list-style-type: none"> 11/6,7(UTレベル1実技対策)＜ホリテクにて＞ 11/12UTレベル1超音波探傷器操作指導 11/28工場審査打合せ(M) 	
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> 11/5 溶接競技大会開会式出席 11/7組合安全大会・会社対応ボウリング大会開催 11/17清山宮崎市長 市政報告会参加 11/20清山宮崎市長への要望活動実施 11/21中央会事務局連絡会理事会参加 11/22青年部会忘年会 	
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> 11/6青年部会役員会(Web) 11/15～16鹿児島県技能まつり 11/28忘年会 	
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・11/9:建設業おきなわ建設フェスタ、11日:定例理事会、13日:現役社会推進大会、21日:青年部会・忘年会、25日:沖縄建設新聞総会、26日:鉄骨製作時における事前計画ポイント集講習会及び見積条件書説明会、27日:親睦ゴルフ、28日:営業部会・忘年会 	

(B)

都道府県	①手持工事量(カ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
福岡県	4 ~ 12	2 ~ 4	1 ~ 2	70~100			○			
佐賀県	6	1 ~ 4	1 ~ 3	50~100			○			
長崎県	4 ~ 12	2 ~ 5	2 ~ 3	60~100			○			
熊本県	7 ~ 8	3 ~ 7	3	89.2			○			
大分県	4	3	—	50~100			○			
宮崎県	5 ~ 9	1 ~ 5	1 ~ 2	50-100			○			
鹿児島県	5~10	1.5~8	0.5~1	70~100			○			
沖縄県	1 ~ 3	1 ~ 2	1 ~ 2	60~90			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・徐々に工場稼働率は上がってきているが、図面承認の遅れ等で工程に大幅な影響が出ている
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・予定物件の中止、延期が重なり厳しい状況。先行きも不透明である。 ・見積り、仕事量の減少により工場稼働率が下がっている。今後も上昇は見込めそうにない。
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> 前回同様各社手持ちのばらつきがあり、厳しい状況が続いております。
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> 見積が少ない。公共工事が多少出て来た。 中小物件が少ない。人材が不足している。 単価が下がってきている。TSMCの二期工事に伴う工事に期待する。
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ◎来年の見積が少ない。先行き不透明。ゼネコンも人材不足や仕事量が少ないため指値が厳しい。◎2026年の春以降の仕事が少ない。図面の決まりが悪い。承認のタイミングで大幅変更。
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・グレードによってバラツキはあるものの年度内は稼働率が高い状況にある。 ・公共、民間ともに見積が減少しており、来年度以降の仕事量は不透明。
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ようやく動きが出てきたが、工期などのズレが重なり調整に頭を悩ませている。仕事はあっても単価が厳しく物価高、働き方改革、賃金アップに見合った価格を維持したい。
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・相変わらず図面の変更など決まりが悪い。工場工程の流れが悪く稼働状況は改善されない。

＜九州支部＞ 状況報告書

2025年度(令和7年度) 12月分

(A) 提出日 令和 8年 1月 5日

①全構協推進事業の現状		②支部活動状況
都道府県	各県組合活動・行事等	九州支部活動・行事等
福岡県	・12/2 経営対策委員会(WEB) ・12/4.9 品質向上パトロール(Mグレード2工場) ・12/5 JSCA九州支部 忘年懇親会 ・12/22 性能評価工場審査(Mグレード1工場)	・12/3 全構協九州支部H部会 役員会、パトロール委員会、例会、忘年懇親会
佐賀県	12/6 佐賀県工業連合会 反射炉祭り出席 12/12 全体協議会 講習会 懇親会	・12/18 全構協九州支部(福岡市) 第5回支部理事会・共済制度説明会 共済推進会議
長崎県	12/2 工場サポート、12/8 長崎県建築鉄骨研究会 意見交換会 出席、12/16 工場サポート・検査・技術委員会、12/23 工場審査(MI工場)	・12/24 全構協九州支部 第9回支部事務局Web会議
熊本県	12/9 理事会 12/11 鉄骨問題協議会 12/15 技術安全パトロール 12/16, 19, 23 認定サポート部会	
大分県	12/5Hグレードパトロール同行 12/8三役会、理事会、青年部会、全員協議会、 懇親会 12/17,19工場審査社内基準の確認	
宮崎県	12/3 県建築業協会創立30周年式典出席 12/17 レディース中央会研修会参加	
鹿児島県	12/9建築専門業団体と建築協会との協議会(施工図や運搬、建て方について 要望) 12/22青年部会役員会(Web)	
沖縄県	・12/2: 建産連役員会、16日:営業部会、25日:定例理事会及び拓南製作所メッキ 工場技術者との意見交換会、26日仕事収め	

(B)

都道府県	①手持工事量(カ月)			②稼働率(%)	③見積物件の傾向			④工場加工費(千円)		
	H	M	R・J	稼働率(%)	多い	普通	少ない	S造(H+H)	S造(コラムH)	SRC造
福岡県	4 ~ 12	2 ~ 4	1 ~ 2	80~100			○			
佐賀県	6	2 ~ 4	0.5 ~ 3	40~100			○			
長崎県	4 ~ 12	2 ~ 5	2 ~ 3	60~100			○			
熊本県	7 ~ 8	3 ~ 7	3	85.6			○			
大分県	3	3	—	80~100			○			
宮崎県	6~9	1~5	1~2	30~100			○			
鹿児島県	5~12	1.5~6	0.3~2	60~100			○			
沖縄県	1 ~ 3	1 ~ 2	1 ~ 2	60~90			○			

(C)

都道府県	現状と今後の状況の見通しについて
福岡県	・先月同様、工場稼働率は上がってきているが、中小規模の案件の見通しが不透明
佐賀県	・建築コストの上昇や人手不足により計画工事の延期や中止で受注が思うように行かない。 ・見積りが少なく厳しい状況。中小物件の減少で仕事量が少ない。来年も厳しい需要環境である。
長崎県	今年1年を通じて非常に厳しい年でした。あまり光明も見えてませんが、会員の結束が必要だと思います。令和8年度が飛躍的に向上することを切に願います。
熊本県	見積が少ない。中小物件が少ない。人材が不足している。図面承認が遅い。 単価が下がってきている。
大分県	◎来年の見積が少ない。先行き不透明。ゼネコンも仕事量が少ない為、指値が厳しい。◎少しづつ物件は出ている。◎見積が多かった時期が続いていたが、減少傾向。商社がからむ物件の値下がり激しい。
宮崎県	・グレードによってバラツキがあり、稼働率も若干下がっている。 ・公共、民間ともに見積が少ない来年度以降の仕事量は不透明。価格維持に努めることが重要。
鹿児島県	何事にも値上がりが続く世の中に反して価格は低迷している。図面の遅れ等の理由で山積みが増える可能性が大きいので、県内で協力して仕事が出来体制を整えたい。
沖縄県	・山積み・稼働率共、各社バラツキはあるが先月と変わらない状況が続いている。見積もりも全体的に少ない。

【理25-7-議1】(別冊)

2026.1.16 理事会提出
(審議事項 第1号議案)

《案》

就業規則

《《 第12回改定版 》》

2026年4月1日

一般社団法人全国鐵構工業協會

目 次

第 1 章 総則	1
第 2 章 勤務	3
第 1 節 勤務の原則	
第 2 節 就業時間	
第 3 節 休日および休暇	
第 4 節 出退勤	
第 3 章 安全および衛生	1 1
第 4 章 災害補償	1 1
第 5 章 表彰	1 2
第 6 章 懲戒	1 2
第 7 章 立候補および公職就任の取り扱い	1 5
第 8 章 休職	1 5
第 9 章 ハラスメント	1 6
第 10 章 在宅勤務・テレワーク	1 7
第 11 章 解雇および退職	1 7

附則

第1章 総 則

(総則)

第1条 この就業規則(以下「本規則」という)は、一般社団法人全国鐵構工業協会(以下「協会」という)の秩序を維持し業務の円滑な運営を期すため、職員の就業に関する事項を定めたものである。

2 本規則において、職員とは次の者をいう。

- (1) 正職員 (以下(2)・(3)・(4)以外で期間の定めのない契約によりフルタイム(常勤)で雇用される者であり、役員および正会員を除く)
- (2) 契約職員 (月給によって無期または有期(原則として1年以内の期間)の契約により雇用される者)
- (3) パートタイマー (時間給または日給によって無期または有期(原則として1年以内の期間)の契約により雇用される者)
- (4) 嘱託 (定年退職後に再雇用された者。または契約によって特定の業務を委託されて雇用され、かつ年間を通じて勤務する者)

尚、勤務形態等の詳細については、個別に締結する雇用契約書等の定めに従うものとする。

但し、定年退職前であっても、特段の事情がある場合であって、協会と本人の合意があった場合には、雇用形態を嘱託に可逆的に変更する場合がある。

3 本規則は、第6条および第7条の規定により採用された職員に適用する。ただし、契約職員およびパートタイマーについては第9条および第22条から第30条の規定、嘱託については第64条および第65条の規定は適用しないものとし、必要な事項については、個別に結ぶ雇用契約または別に定める規程によるものとする。

4 本規則は、臨時に雇い入れられる者については適用対象外とする。

(職員の義務、本規則の周知)

第2条 職員は、諸規則を守り、相互に人格を尊重し、上長の指示に従い、協会の秩序を保持し、その職務を誠実に遂行しなければならない。

2 協会は、職員が常時閲覧可能なシステムへの電磁的記録の格納、その他の方法によって、本規則を職員に周知する。

3 職員は、本規則を知らなかったことを理由としてその責を免れることはできない。

(責任者)

第3条 協会は、職務遂行上、必要な責任者を置き、業務の指揮監督にあたらせる。

(職務の変更および出張)

第4条 業務上必要がある場合、協会は、職員に職務の変更、出向または出張を命ずることができる。職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

(届出事項)

第5条 職員は、次の事項に係る書類を協会に提出しなければならない。

- (1) 住所または居所
- (2) 家族の氏名、年齢および扶養の要否等
- (3) 通勤の方法
- (4) 本人および扶養対象家族の個人番号

2 前項各号の一に異動があった場合、職員は、遅滞なくその異動内容に係る書類を協会に提出しなければならない。

3 その他必要と認められる事項に係る書類について、協会は、職員にその提出を求めることがある。

(採用)

第6条 職員の採用は、第1条第2項に定める雇用期間に基づき行うものとする。

(選考)

第7条 職員の採用に当っては、協会は、必要に応じ次の書類を提出させ、選考の上、会長が決定する。

- (1) 履歴書
- (2) その他選考上必要と認められる書類

2 前項の規定により新たに採用された職員は、協会の求めにより次の書類を提出しなければならない。

- (1) 自己保証書(誓約書)
- (2) 身元保証書

3 前項第2号における身元保証の期間については5年間とし、職員と連帯で責任を負うべき身元保証人の損害賠償義務は、当該職員の平均賃金の6箇月分を上限とする。

4 協会が必要とした第5条第1項各号の書類、同第3項の書類および本条前各項の書類を採用後2週間以内に提出しない場合、協会は、職員の採用を取り消すことができる。

(試用期間)

第8条 前条第1項の規定により新たに採用された職員に対し、協会は、3箇月以内の試用期間を置くものとする。

2 試用期間中の職員が次の各号の一に該当し、試用期間中または試用期間満了時に職員として不適格と認められた場合、協会は本採用を行わない。

- (1) 勤務成績不良
- (2) 勤務態度不良
- (3) 業務不適格
- (4) 健康状態不適格
- (5) 第52条または第53条の懲戒事由に該当する場合
- (6) その他協会が不適格と判断する場合

- 3 本条第1項の規定に関わらず第2項に関する見極めを行うため、協会は、更に3箇月以内の範囲で試用期間を延長することができる。

(賃金、賞与および退職金等)

第9条 職員の賃金、賞与および退職金については、別に定める。

第2章 勤 務

第1節 勤務の原則

(兼業)

第10条 職員は、他の法人または事業所の役員または従業員となり、もしくは営利を目的とする業務に従事する場合、協会の許可を事前に得なければならない。

(守秘義務)

第11条 職員は、在職中と退職後とを問わず、また自己の担当であると否とを問わず、協会の職務にて知り得た職務上の秘密を他に漏洩してはならない。

第2節 就業時間

(就業時間)

第12条 1日の就業時間は次のとおりとする。ただし、業務上必要な場合、1箇月、3箇月または1年の期間を区切り、その期間内において1日の就業時間を变形し就業をさせることがある。なお、その場合、变形期間内の実働時間は、週平均において40時間以内、総時間において増減なきものとする。

就業時間 8時間10分

実働時間 7時間20分

休憩時間 50分

- 2 第1項但書の3箇月または1年を平均し1週間実働40時間の範囲内で就業させる場合においては、以下の各号のいずれをも満たす範囲内で就業させるものとする。

	3箇月の場合	1年の場合
--	--------	-------

(1) 1日の実働定時間	10時間以内	9時間以内
--------------	--------	-------

(2) 1週間の実働定時間	52時間以内	48時間以内
---------------	--------	--------

(3) 1週間あたりの休日	1日以上	1日以上
---------------	------	------

- 3 变形期間の起算日については、变形期間が1箇月間の場合は毎月1日とし、3箇月間または1年間の場合は実情に応じ都度定める。

- 4 妊娠中または産後1年未満の女性職員(以下「妊産婦」という)が申し出た場合、および満18才未満の職員については、第1項但書に関わらず、1日実働8時間、1週間実働40時間を超えて就業をさせないものとする。

(就業時間の配置)

第13条 就業時間の配置は次のとおりとする。

始 業	休 憩	終 業
9時00分	11時45分～12時35分	17時10分

- 2 業務上必要がある場合、協会は、前項の始業時刻、終業時刻および休憩時間の配置を変更し、または交代で休憩時間を与えることがある。

(休憩時間の利用)

第14条 休憩時間は自由に利用することができる。ただし、職場秩序および風紀を乱す行為を行ってはならない。

(直行直帰)

第15条 職員が出張または外勤等により直行または直帰する場合、事前に上長の許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由等により事前に許可を受けることができなかった場合には、事後、速やかに届出を行うものとする。

(出張・外勤等)

第16条 出張または外勤等で、主として協会外において業務に従事するために勤務時間を算定しがたい職員については、所定労働時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するため通常の所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、これに必要な時間を労働したものとみなす。

(時間外就業)

第17条 業務上必要な場合、協会は、所定労働時間を超えて時間外就業をさせることがある。

- 2 第1項の時間外就業を分けて、早出、残業および呼出しとする。早出は所定始業時刻以前に就業を開始する場合、残業は所定終業時刻以後に就業を継続する場合、呼出しは所定労働時間と実際の就業時間が接続することなく就業する場合をいう。
- 3 時間外就業における休憩時間は、所定終業時刻後ただちに10分を与え、時間外就業が3時間を超える場合は更に30分を与える。ただし、業務上の必要がある場合には休憩時間を変更し、または30分の休憩時間を与えないことがある。

(深夜および休日就業)

第18条 業務上必要な場合、協会は、深夜(22:00～5:00)および第22条に定める休日に就業させることがある。

(勤務間インターバル)

第19条 協会は、原則として、1日の勤務終了後、次の勤務の開始までに少なくとも10時間の継続した休息時間を職員に与えるものとする。

- 2 前項の休息時間の満了時刻が次の勤務の所定始業時刻以降に及ぶ場合、翌日の始業時刻は前項の休息時間の満了時刻まで繰り下げる。

(時間外、深夜および休日勤務の制限)

第20条 満18歳未満の職員については、労働基準法第33条(災害等による臨時の必要がある場合)、および同法第60条第3項(年少者の労働時間の特例)に該当する場合を除き、協会は、時間外労働および法定の休日労働(1週1回または4週を通じて4回の休日労働)、および深夜労働(労働基準法第61条に定める特例に該当する場合を除く)をさせない。
また、妊産婦から請求があった場合も同様とする。

(公民権の行使)

第21条 職員があらかじめ申し出た場合、協会は、就業時間中に公民権行使に必要な時間を与える。ただし、権利の行使に妨げがない限り、協会は、申し出の時刻を変更することができる。

第3節 休日および休暇

(休日)

第22条 休日は、次のとおりとする。

土曜日

日曜日

国民の祝日およびその振替日

8月12日、13日、14日、15日

年末年始(12月30日、31日、1月2日、3日、4日)

ただし、業務上必要な場合、休日を変更することがある。

(休日の振替)

第23条 業務上必要な場合、前条の休日を他の日に振替えることがある。

- 2 前項の休日の振替は、必要により休日を当月初めから翌月末日までの間に振替えることにより行う。

- 3 やむを得ない事由により協会が特に必要と認めた場合には、前月初めから前月末日までの間に、前項の休日の振替を行うことができるものとする。

(欠勤として取り扱う休日)

第24条 次の各号の一に該当する時には、休日であっても欠勤とみなして取り扱う。

(1) 第18条の規定による休日就業の場合に就業しなかった場合

(2) 14暦日以上引き続き欠勤したときの欠勤期間中の休日

(年次有給休暇)

第25条 年次有給休暇の付与に際し、4月1日を基準日とし、基準日より1年(翌年3月31日まで)を休暇年度とする。

- 2 基準日現在に在籍し、前休暇年度に出勤率(=出勤日数/全労働日)が8割以上の職員には、協会は、3月31日現在の勤続年数に応じ、当該休暇年度の基準日において次の日数の年次有給休暇を与える。

勤続年数	年次有給休暇付与日数
6箇月以下	10日
6箇月超 1年6箇月以下	11日
1年6箇月超 2年6箇月以下	12日
2年6箇月超 3年6箇月以下	14日
3年6箇月超 4年6箇月以下	16日
4年6箇月超 5年6箇月以下	18日
5年6箇月超	20日

- 3 前項の全労働日は、次の各号の日数を除くものとする。

- (1) 使用者の責に帰すべき事由によって休業した日
- (2) 休日労働した日

- 4 第2項の勤続年数については、次の各号に基づき算定を行うものとする。

- (1) 正職員から嘱託に連続して雇用される者については、その各々の勤続年数の合計をもって、同項の勤続年数とみなす。
- (2) その他については、退職金規程第7条の規定に従うものとする。

- 5 新たに職員となった者には、協会は、採用日に次の日数の年次有給休暇を与える。

職員となった月日	年次有給休暇日数
4月1日～9月30日	10日
10月1日～10月31日	8日
11月1日～11月30日	6日
12月1日～12月31日	4日
1月1日～1月31日	2日
2月1日～2月末日	1日
3月1日～3月31日	0日

- 6 当該年度の年次有給休暇に残日数がある場合、翌休暇年度に限り、これを繰り越すことができる。

ただし、休暇年度の途中で新たに職員となった者については、新たに職員となった際に付与された年次有給休暇の時効は翌々年度末とする。

- 7 第2項の出勤率は、次の各号の一に該当する期間は勤務したものとして算定する。

- (1) 年次有給休暇の期間
- (2) 福祉休暇の期間
- (3) 生理休暇、結婚休暇、忌引休暇の各期間

- (4) 産前産後休暇の期間
- (5) 育児・介護休業および通院休暇の各期間
- (6) 業務上の傷病による休業期間
- (7) 休暇年度の途中で新たに職員となった者の採用前の期間

8 第2項または第5項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、付与日から1年以内に当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、協会が職員の意見を聴取し尊重した上で、第36条第6項の規定に関わらず、あらかじめ前月末日までに時季を指定して休暇を取得させる。ただし、付与日から1年以内に職員が年次有給休暇を取得した場合においては、その取得した日数を5日から控除するものとする。

(半日単位の年次有給休暇)

第26条 職員は、前条の年次有給休暇の日数のうち、1年について5日(10回)の範囲で半日単位の年次有給休暇を取得することができる。

2 半日単位で有給休暇を取得する場合の就業時間の配置は次のとおりとする。

	始業	休憩	終業
午後休	9時00分	なし	12時40分
午前休	13時30分	なし	17時10分

ただし、第12条第1項、第2項および第3項に定める変形労働時間で就業する職員については、1日の実働時間に応じて別途定めるものとする。

(福祉休暇)

第27条 職員は、業務外の傷病により連続して5労働日以上欠勤が見込まれる場合、本人の申し出によって、第2項により積み立てた範囲内で福祉休暇(有給)を取得することができる。

2 福祉休暇の積み立ては、当該年度末において翌年度に繰り越すことができない年次有給休暇の残日数のうち、3日を限度として翌年度4月1日に実施する。ただし、累積積立日数は30日を限度とする。

(生理休暇)

第28条 女性職員は、本人の申し出により生理休暇を取得することができる。

2 前項のうち、1生理期に1日、年間12日以内の日数については有給とする。

(結婚休暇)

第29条 職員は、本人の申し出により次の結婚休暇(有給)を取得することができる。

- (1) 本人の結婚 5日
- (2) 子の結婚 2日
- (3) 兄弟姉妹の結婚 1日

- 2 前項第1号については、挙式日または入籍日を基準日とした前1箇月から後1年以内の期間内において、連続した5日間で取得することを原則とするが、協会が事前に承認した場合には、規定された日数内での分割取得も可能とする。
- 3 第1項第2号および第3号についても、同前後1週間以内において、第2項に準じた運用を行うものとする。

(産前産後休暇)

第30条 6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)以内に出産する予定の女性職員は本人の申し出により産前6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)、産後においては8週間の休暇を、各々有給で取得することができる。ただし、産後6週間を経過した女性職員が請求した場合、医師が支障がないと認めた業務に限り、就業させることがある。

(育児・介護休業)

第31条 職員の育児・介護休業等に関する取り扱いについては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」の定めるところによる。

- 2 職員が以下に該当する場合、協会は職員からの申し出を拒むことができる。
 - (1) 育児休業
 - ・有期契約の職員にあつては、申出時点において子が1歳6ヶ月に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者
 - ・労使協定によって除外された入社1年未満の職員、申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員、および1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - (2) 出生時育児休業
 - ・有期契約の職員にあつては、申出時点において子の出生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6ヶ月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者
 - ・労使協定によって除外された入社1年未満の職員、申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員、および1週間の所定労働日数が2日以下の職員
 - (3) 介護休業
 - ・有期契約の職員にあつては、申出時点において介護開始予定日から93日経過日から6ヶ月に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者
 - ・労使協定によって除外された入社1年未満の職員、申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員、および1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3 賃金等の取り扱い

- (1) 育児・介護休業(出生時育児休業を含む。以下同じ)の期間については、賃金は支給しない。
- (2) 昇給は育児・介護休業の期間中は行わないが、協会の翌定期昇給時期までの当該職員の昇給有無については、協会の判断による。
- (3) 賞与については、その算定期間に育児・介護休業の期間が含まれる場合、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。
- (4) 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業の期間は勤務したものととして勤続年数を計算する。
- (5) 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業期間は出勤したものとみなす。

(育児時間・通院休暇)

第32条 生後満1年に達しない生児を育てる女性職員が申し出た場合、協会は、所定の休憩時間のほかに1日2回、おのおの30分間の育児時間を与える。

- 2 男女雇用機会均等法(妊娠中の健康管理)に定める通院休暇については、以下の無給の休暇を確保するほか、同法第12条および第13条で定める措置を講じるものとする。

- (1) 妊娠23週まで・・・・・・・・・・4週に1回
- (2) 妊娠24週から35週まで・・・・・・2週に1回
- (3) 妊娠36週から出産まで・・・・・・1週に1回

(忌引休暇)

第33条 職員は、本人の申し出により次の忌引休暇(有給)を取得することができる。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 配偶者、父母および子 | 7日 |
| (2) 祖父母、兄弟姉妹および配偶者の父母 | 3日 |
| ただし、配偶者の父母と同居の場合、5日とする。 | |
| (3) 配偶者の兄弟姉妹 | 2日 |

- 2 前項各号においての期間は暦日とする。

(休暇中の就業)

第34条 休暇中であっても業務上必要な場合、本人の同意を得て就業させることがある。

第4節 出退勤

(出退勤)

第35条 職員が出退勤するときは、協会が発行した身分証明書を携帯しなければならない。

- 2 身分証明書は、必要に応じて提示しなければならない。
- 3 職員は、勤務記録表により勤務時間を明らかにしなければならない。

(欠勤・欠務)

第36条 職員は、第27条および第28条による休暇、第39条による欠勤・欠務、または病気その他やむを得ない事由により欠勤・欠務をする場合、当該日の直前の本人の所定終業時刻までに欠勤・欠務予定日および事由等を付して願い出または届け出なければならない。

2 職員は、第29条による休暇、第30条により欠勤・欠務をする場合、当該日の1箇月前までに、欠勤・欠務予定日および事由等を付して願い出または届け出なければならない。

3 職員は、第31条および第32条により欠勤・欠務をする場合、急を要する場合を除き、当該日の2週間前までに、欠勤・欠務予定日および事由等を付して願い出または届け出なければならない。

4 職員は、傷病その他やむを得ない事由によって、遅刻、早退、外出、その他の事由で協会の職務を離れて欠勤・欠務となる場合には、事前に許可を受けなければならない。

5 前各項において、やむを得ず事前の願い出または期限までに届け出ができなかった場合、その後速やかに、その事由とともに願い出または届け出を行わなければならない。

6 第25条および第26条により年次有給休暇を取得する場合、職員は、当該日の直前の本人の所定終業時刻までに届け出を原則とする。なお、第25条および第26条による年次有給休暇については、請求された時季に有給休暇を与えることが協会の正常な運営を妨げる場合においては、協会は、他の時季にこれを与えることができる。

7 病気による欠勤が暦日1週間以上に渡る場合、医師の診断書を提出しなければならない。

(欠勤・欠務時の賃金)

第37条 特に別の定めがない場合、欠勤および欠務は無給とし、協会は、賃金を支払わない。

(就業禁止・退場命令)

第38条 職員が、次の各号の一に該当する時には、緊急の措置として、協会は就業を禁止し、退場を命じることがある。

(1) 風紀規律を乱し、または衛生上有害と認められる場合

(2) その他業務上の支障があると認められる場合

2 前項における懲戒等については、第51条から第55条の定めるところによる。

(特例)

第39条 職員が次の各号の一に該当する時は、欠勤・欠務として取り扱わない。

(1) 業務上の傷病により、協会の指定する医師の診断によって休業した場合

(2) 業務に関係のある事件の関係者として、官公署の召喚に応じた場合

(3) 公共団体の議員、その他の公職に就任し、公務を執行するため、または選挙権その他公民権行使のため、許可を受けて就業することができない場合

(4) 第42条第2項により就業を禁止された場合

(5) 第32条第1項により就業しない場合

(6) 前各号のほか、やむを得ないものと協会が認める場合

第3章 安全および衛生

(災害発生時の処置)

第40条 職員は火災その他の災害を発見し、または発生の危険があることを知った場合、直ちに責任者または担当者に報告し、その指揮に従って行動しなければならない。ただし、急を要する場合には、臨機の処置をとることを妨げない。

(就業中の傷病)

第41条 職員が就業中に負傷し、または発病したときは、本人もしくは同僚は上長に申し出て、その指示を受けなければならない。

(疾病等による就業禁止および同居者の伝染病)

第42条 職員が伝染病、感染症等に罹患し、または以降の勤務により病勢が悪化するおそれがある場合、協会は、職員の就業を禁止することができる。

2 職員は、同居家族または同居人が伝染病、感染症等に罹患し、もしくはその疑いのある場合、直ちにその旨を協会に届け出なければならない。このとき、必要と認められる場合には、協会は、職員の就業を禁止することができる。

3 前各項において、職員が在宅等で就業が可能な場合には、協会は、在宅勤務等を命じることがある。

4 職員が身体または精神の障害等に罹患し、または以降の勤務により病勢が悪化するおそれがある場合、協会は、第1項に準じた対応を行うことがある。

(健康診断)

第43条 職員は、法令に基づき協会が実施する定期または臨時の健康診断を受けなければならない。

2 前項の健康診断の結果により、協会は職員に対し、就業の制限、就業の禁止または業務の転換等、必要な措置を講ずることがある。

第4章 災害補償

(療養および休業補償)

第44条 職員の業務上の傷病に対し、協会は、療養補償としてその治療に要する費用を負担する。また、第39条第1号による休業日数に平均賃金を乗じた額を、休業補償として支給する。

(障害補償)

第45条 業務上の傷病が治癒しても、なお身体の障害がある場合、協会は、その程度に応じて労働基準法に定める金額を障害補償として支給する。

(遺族補償、葬祭料および弔慰金)

第46条 職員が業務上で死亡した場合、協会は、遺族または職員が死亡当時その収入によって生計を維持していた者に対し平均賃金の1,000日分を遺族補償として支給し、かつ葬祭を行う者に対しては、労働基準法に定める葬祭料を支給するとともに賃金規程に定める弔慰金を支給する。

(打切補償)

第47条 第44条の規定によって補償を受けた職員が療養開始後3年を経過しても傷病が治癒しない場合、協会は、平均賃金の1,200日分を打切補償として支給し、その後一切の補償を行わない。

(休業補償および障害補償の例外)

第48条 業務上の傷病が職員の重大な過失に基づく場合、休業補償および障害補償についての本章の規定を適用しない。

(労働者災害補償保険法等との関係)

第49条 補償を受けるべき職員が、同一の事由について、労働者災害補償保険法その他の法令により本章の補償に相当する保険給付(労働福祉事業として支給される特別支給金を含む)を受けられる場合、その給付限度額において本章の補償を減額する。ただし、本人が特に申し出た場合には、保険給付の立て替え払いを行うことがある。

第5章 表 彰

(表彰)

第50条 職員が次の各号の一に該当する場合、協会は、これを表彰することができる。

- (1) 業務上、特に優秀な成績を挙げた職員
- (2) 勤務成績、態度等、他の模範となった職員
- (3) 特に協会に貢献し功績があった職員

第6章 懲 戒

(懲戒)

第51条 懲戒を分けて、譴責、減給、出勤停止、諭旨退職および懲戒解雇とする。

- (1) 譴責
始末書を取り、将来を戒める。
- (2) 減給
始末書を取り、給与を減じる。ただし、1回の額が平均賃金の1日分の半額、総額が当該賃金の支払期間の賃金総額の10分の1を超えない範囲で減給する。

(3) 出勤停止

始末書を取り、暦日10日を限度に出勤を停止し、その期間の給与は支給しない。

(4) 諭旨退職

退職願を提出するよう勧告する。なお、勧告に従わない場合、懲戒解雇とする。

(5) 懲戒解雇

予告期間を設けることなく、即時に解雇する。この場合、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときには解雇予告手当を支給しない。

2 懲戒は協会内に文書で公示する。

(譴責・減給・出勤停止)

第52条 職員が以下の各号の一に該当する場合、譴責、減給または出勤停止に処する。

- (1) 正当な理由なく就業を拒んだとき
- (2) 正当な理由なく所属長または上長の指示命令に従わないとき
- (3) 正当な理由なく遅刻、早退または欠勤を重ね、または勤務状態が不良のとき
- (4) 職務怠慢で業務に対する誠意を認め得ないとき
- (5) 業務の遂行に必要な姿勢を著しく欠くとき
- (6) 勤務に関し虚偽の申告を行い、または不正に勤務記録表を取り扱い、もしくは他人に取り扱させたとき
- (7) 業務に関し届け出、申告などを怠り、またはその内容を偽ったとき
- (8) 諸証明書を貸借流用したとき
- (9) 過失により災害、事故を発生させ、協会に重大な損害を与えたとき
- (10) ハラスメントに該当する行為があったとき
- (11) 不正または不法な行為をして職員の体面を汚したとき
- (12) 本規則、およびこれに付属する諸規程・諸規則に違反したとき
- (13) 前各号につき、教唆、扇動、仲介もしくは共謀の行為があったとき、または管理監督上故意もしくは重大な過失があったとき
- (14) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき

2 他人を教唆またはほう助して前項各号の一に該当する行為をさせたときは、前項に準じて処分する。

(諭旨退職・懲戒解雇)

第53条 職員が以下の各号の一に該当する場合、諭旨退職または懲戒解雇に処する。

ただし、情状によっては、協会の判断により前条の処分にとどめることがある。

- (1) 前条による譴責・減給・出勤停止に処せられてもなお、改善がみられないとき。
または前条各号の一に該当し、その程度がとくに著しいとき
- (2) 重要な経歴を偽って、またはその他不正手段によって採用されたとき
- (3) 協会の施設内でみだりに私物を作成し、または所属長の許可なく協会の金銭、物品を協会外に持ち出し、私用に供し、もしくは他人に融通したとき

- (4) 無断欠勤が連続14日以上に及んだとき
- (5) 遅刻、早退、欠勤、私用外出が著しく多く、または業務に怠慢なとき
- (6) 正当な理由なく所属長または上長の指示命令に不当に反抗したとき
- (7) 自己の所管であると否とを問わず、職員情報、通信の秘密を含む非公知の情報その他業務上知り得た情報を、正当な理由なく他に漏らしたとき
- (8) 協会に不利益を与えるような事実のわい曲を行い、または虚偽の事実を陳述し、もしくは流布したとき
- (9) 協会または職員に対する誹謗中傷等によって協会または職員の名誉信用を傷つけるような行為があったとき
- (10) 刑事事件で協会の信用に影響を及ぼす有罪の判決を受けたとき
- (11) 協会外での重大な違反行為により協会内での相互信頼を回復できないとき
- (12) 金銭の横領、暴行、脅迫その他不法行為をしたとき
- (13) 諸証明書を偽造または変造したとき
- (14) 故意に協会の物品等を損壊・紛失または業務の運営を妨げ、または妨げようとしたとき
- (15) 故意または重大な過失により、災害または業務上の事故を発生させ、協会に重大な損害を与えたとき
- (16) 協会の許可なく他の法人または事業所の役員または従業員となり、もしくは営利を目的とする業務に従事したとき
- (17) 協会の許可なく、第三者から報酬若しくは金品等の贈与を受け取り、または与えたとき
- (18) 重大なハラスメントに該当する行為があったとき
- (19) 本規則、およびこれに付属する諸規程・諸規則に重大な違反をしたとき
- (20) 前各号につき、教唆、扇動、仲介若しくは共謀の行為があったとき、または管理監督上故意もしくは重大な過失があったとき
- (21) その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき

2 他人を教唆またはほう助して前項各号の一に該当する行為をさせたときは、前項に準じて処分する。

(賃金の減額および退職金の減額・不支給)

第54条 懲戒処分が決定するまでの間、就業を禁止することがあり、その場合、就業禁止の全期間につき休業手当(平均賃金の100分の60)を支払うこととする。

2 諭旨退職または懲戒解雇となった場合、退職金の一部または全部を支給しない。また、在職中の行為に諭旨退職または懲戒解雇に相当する行為が発見された場合にも同様とする。

(損害賠償)

第55条 職員が故意または過失によって協会に損害を及ぼした場合、懲戒されたことによって損害の賠償を免れることができない。

第7章 立候補および公職就任の取り扱い

(立候補および公職就任の取り扱い)

第56条 職員が公職に立候補するときは、あらかじめ協会に届け出るものとする。

2 職員が公職に就任したときは、すみやかに協会に届け出るものとする。

3 職員が地方公共団体の首長に就任したときは、退職とする。

第8章 休 職

(公職就任にともなう休職)

第57条 職員が官職または公職につき、会長が必要と認めた場合、その在任期間中は休職とする。

(傷病休職)

第58条 職員が業務外の傷病により欠勤(第42条第1項および同条第4項の就業禁止を含む。以下本条において同じ)し、引き続き3箇月を超えた場合、超えた日から休職とする。なお、欠勤が6箇月以内に通算90労働日に亘ったときも、同様に休職とする。

2 前項による休職期間は休職発令日における勤続年数により次のとおりとし、この期間が満了したときは退職とする。ただし、会長が必要と認める場合、これを延長することができる。

勤続1年未満の職員 3箇月

勤続5年未満の職員 6箇月

勤続5年以上の職員 1年

3 職員が次の各号の一に該当する場合、従来の休職が継続したものとして、その欠勤日数を復職前の休職日数に通算する。

(1) 復職後6箇月以内に復職前と同一の傷病(関連ある傷病を含む。以下同じ)により欠勤を開始し、引き続き10日を超えた場合

(2) 復職後6箇月以内において、復職より起算した各1箇月間に復職前と同一の傷病により欠勤が10日を超える月がある場合

4 職員の休職または復職についての病状の認定は、協会の指定する医師の診断による。

5 第1項、第2項および第3項の休職期間は勤続年数に通算する。

(その他の休職)

第59条 職員が刑事事件に関し訴追または起訴された場合、その係争中は休職とすることができる。

(休職期間の賃金)

第60条 第57条、第58条および第59条による休職期間の賃金等の取り扱いについては、第31条第3項第1号、第2号、第3号および第4号を準用するが、年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、休職期間の出勤日数への算入は行わない。

第9章 ハラスメント

(禁止行為)

第61条 すべての職員は、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、協会における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、協会内において次の第2項から第5項に掲げる行為を行ってはならない。

また、協会の職員以外の者に対しても、職員はこれに類する行為を行ってはならず、かつ他の協会関係者が職員に対しこれに類する行為を行うことも、あってはならない。

2 パワーハラスメント

- (1) 殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃
- (2) 人格を否定するような言動をするなどの精神的な攻撃
- (3) 自身の意に沿わない職員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離するなどの人間関係からの切り離し
- (4) 長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、勤務に直接関係ない作業を命ずるなどの過大な要求
- (5) 誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求
- (6) 他の職員の性的指向・性自認や病歴などの機敏な個人情報についての本人の了解を得ずに他の職員に暴露するなどの個の侵害

3 セクシュアルハラスメント

- (1) 性的および身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- (2) わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- (3) うわさの流布
- (4) 不必要な身体への接触
- (5) 性的な言動により、他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- (6) 交際・性的関係の強要
- (7) 性的な言動への抗議または拒否等を行った職員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- (8) その他相手方および他の職員に不快感を与える性的な言動

4 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

- (1) 部下の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取り扱いを示唆する言動
- (2) 部下または同僚の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- (3) 部下または同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- (4) 部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動
- (5) 部下または同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等

5 部下である職員が協会におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為

(ハラスメントによる懲戒)

第62条 前条第2項から第5項の一に該当する禁止行為を行った職員に対する懲戒については、第51条から第55条による。

第10章 在宅勤務・テレワーク

(テレワーク)

第63条 職員のテレワーク勤務(在宅勤務・サテライトオフィス勤務およびモバイル勤務)に関する事項については、本規則に定めるものの他、本条各項に定めるところによる。

- 2 職員は、特に事情があり協会が許可をした場合を除き、テレワークについては在宅勤務のみを可能とする。なお、在宅勤務とは、職員の自宅、その他自宅に準ずる場所(協会指定の場所に限る)において、情報通信機器を利用した業務をいう。
- 3 テレワーク勤務の対象者は、次の各号の条件を全て満たした職員とする。
 - (1) 業務上の要件・セキュリティ上の要件などを満たしている職員
 - (2) テレワーク勤務を希望する職員。または公衆衛生上必要と認められる職員
 - (3) 執務・セキュリティ環境、家族等の理解のいずれも適正と認められる職員
- 4 テレワーク勤務を行う職員は、事前に所属長から指示または許可を受けなければならない。なお、協会は、業務上その他の事由により、許可を取り消すことができる。
- 5 テレワーク勤務者は、勤務の開始および終了について電話、電子メール等により所属長または上長に報告をしなければならない。
- 6 テレワーク勤務において時間外就業を行う際には、前項に加え、職員は、事前に電話、電子メール等により所属長または上長に連絡し、許可を受けなければならない。
- 7 テレワーク勤務に伴って発生する水道光熱費は職員の負担とし、協会が認めた費用については、協会の負担とする。

第11章 解雇および退職

(定年)

第64条 正職員の定年は年齢満60才とする。

- 2 前項による退職日は、満60才に達した月の末日とする。
- 3 正職員が休職期間中に定年に達したときも前各項により退職とする。
- 4 第39条第1号の期間およびその後1箇月間は前各項を適用しない。ただし、第47条による打切補償を行った場合はこの限りではない。

(定年後の再雇用)

第65条 前条第1項および第2項の規定に関わらず、本人が継続雇用を希望し、第66条第1項の退職事由(年齢に関するものを除く)、又は第68条第1項の解雇事由に該当しない場合は、原則、嘱託として再雇用をするものとする。

- 2 前項の再雇用期間は1年間の更新制とし、期間満了の6箇月前までに本人から申し出があった場合であって、第66条第1項の退職事由(年齢に関するものを除く)、又は第68条第1項の解雇事由に該当しない場合は、更に1年間、再雇用契約を更新し、最長で満65才に達する月の末日まで再雇用をするものとする。
- 3 前項に関わらず、協会が必要と認めた場合、前項の再雇用契約期間を、なお更新することがある。
- 4 本条の適用を受ける嘱託の労働時間、賃金(賞与を含む)等の労働条件は、直前の労働条件、業務上の必要性、本人の希望・事情・健康状態などを考慮の上、協会が決定する。

(退職事由と退職日)

第66条 職員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは退職とし、次の各号に定める事由に応じて、それぞれ定められた日を退職の日とする。

- (1) 本人が死亡したとき 死亡した日
 - (2) 定年に達したとき 第68条および前条による
 - (3) 契約期間が満了したとき 契約期間満了の日
 - (4) 休職期間が満了しても休職事由が消滅しないとき 休職期間満了の日
 - (5) 本人の都合により退職を願い出て協会が承認したとき 発令の日
 - (6) 前号の承認がないとき 退職届を提出して14日を経過した日
 - (7) 職員が行方不明となり、1ヵ月以上連絡がとれないとき 1ヵ月を経過した日
 - (8) その他、退職につき職員と協会が合意したとき 合意により決定した日
- 2 前条第5号について職員が退職を希望する場合、職員は協会におそくとも30日前までに退職を願い出なければならない。
 - 3 職員は、退職となる日までは、第2条に従い諸規則を守り、相互に人格を尊重し、上長の指示に従い、協会の秩序を保持し、その職務を誠実に遂行しなければならない。

(返納)

第67条 職員が退職、死亡その他によりその資格を失った場合、協会の発行した身分証明書、協会から交付または貸与された諸物品その他を直ちに返納しなければならない。

(解雇)

第68条 職員が次の各号の一に該当する場合、協会は職員を解雇することができる。

- (1) 能力の不足、誠実勤務義務の不履行などにより、遂行すべき業務について完全な提供ができないと協会が認めたとき
- (2) 身体または精神の障害等により業務に耐えられないと認められたとき
- (3) 勤務態度が不良で注意しても改善しないとき
- (4) 協調性を欠き、他の職員の業務遂行に悪影響を及ぼすとき
- (5) 天災地変その他やむを得ない事由により、事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき

(6) 協会の職員としての適格性がないと判断されるとき

(7) その他前各号に準ずる程度のやむを得ない事由があるとき

- 2 前項の場合、協会は職員に対し30日前に予告し、または平均賃金の30日分を支払った上で解雇を行う。ただし、予告日数は、1日について平均賃金を支払った場合、その日数を短縮することができる。

(附則)

本規則は2026年4月1日より施行する。

制定	昭和51年01月
改定	昭和52年07月(第1回)
	昭和54年11月(第2回)
	昭和55年11月(第3回)
	昭和56年05月(第4回)
	平成08年04月(第5回)
	平成13年03月(第6回)
	平成20年04月(第7回)
	平成27年03月(第8回)
	平成30年08月(第9回)
	平成31年03月(第10回)
	2022年10月(第11回)
	2026年04月(第12回)